

一般国道6号 小美玉道路（仮称）

計画段階環境配慮書

令和5年6月

国土交通省 関東地方整備局

目 次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1
1.1 第一種事業の名称	1
1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1
第2章 第一種事業の目的及び内容	2
2.1 第一種事業の経緯	2
2.2 第一種事業の目的	16
2.3 第一種事業の内容	17
2.3.1 事業実施想定区域の位置	17
2.3.2 事業の規模	17
2.3.3 その他事業に関する事項	18
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	20
3.1 自然的状況	20
3.2 社会的状況	25
第4章 計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	33
4.1 計画段階配慮事項の選定	33
4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	34
4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	36
第5章 その他環境省令で定める事項	39
5.1 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と事業者の見解	39
5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解	39
5.1.2 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解	42

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 第一種事業の名称

一般国道6号 小美玉道路（仮称）

1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

事業予定者の名称：国土交通省 関東地方整備局

代表者の氏名：国土交通省 関東地方整備局長 廣瀬昌由

住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

※上記、事業予定者は「概略計画の検討を実施した主体」。

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 第一種事業の経緯

一般国道6号は、東京都を起点とし、千葉県・茨城県・福島県を経て宮城県に至る総延長約360kmの南北の幹線道路です。このうち、小美玉市内を通過する区間については、交差点が多い2車線道路となっているため、慢性的な交通渋滞や事故が発生しており、医療連携、防災、物流の面への対応が必要となっています。さらに、この区間は、茨城空港へのアクセス強化も求められています。

一般国道6号小美玉道路（仮称）は、小美玉市内における国道6号の利便性を向上させるために計画されている道路で、隣接区間における整備状況を踏まえ、幹線道路ネットワークの連続性を確保するため計画に着手しており、これまでに「社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会」（以下、「関東地方小委員会」という。）を3回、国土交通省関東地方整備局、茨城県、石岡市、小美玉市、茨城町、有識者を構成メンバーとする「小美玉道路検討会」を3回実施し、計画段階評価の手続きを進めてきました。

計画段階評価では、地域の現状と課題を整理するとともに、住民や企業へのアンケート調査や、関係する地方公共団体の長からの意見、関東地方小委員会での有識者の意見等を踏まえ、比較ルート案等を総合的に判断し、対応方針の決定を目指すとともに、ルート帯案を検討しました。

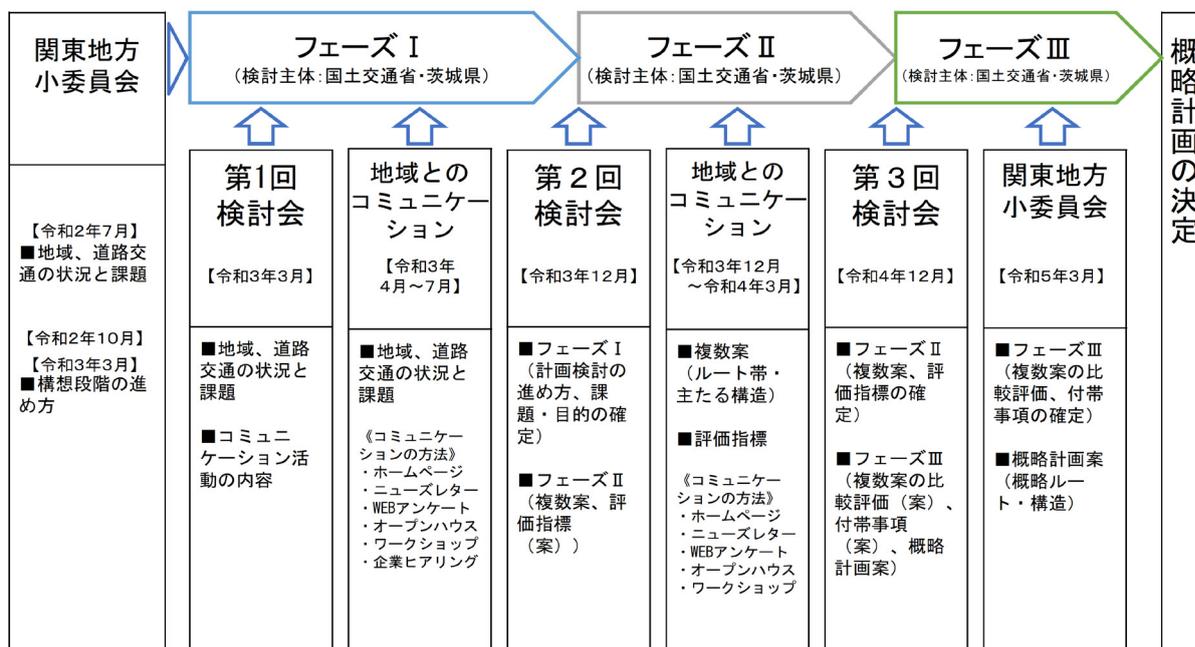


図2-1 一般国道6号小美玉道路（仮称）の検討経緯

道路の現状と課題～交通渋滞～

小美玉道路検討会資料より作成

- 対象区間は小美玉市街地を通過しており、交差点が連続している箇所も存在。
- 通過交通が多く流入(約80%)しており、2車線区間であるにもかかわらず交通量は約17,800台/日で、混雑度は1.44と高く容量超過により、堅倉中央では慢性的に速度が低下、中野谷中央では7時台で30km以下の速度低下が長い区間で発生している状況。

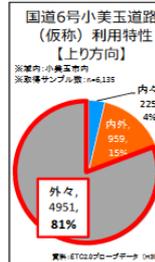
■位置図



■交通量と時間毎旅行速度図



■道路利用特性



道路の現状と課題～事故～

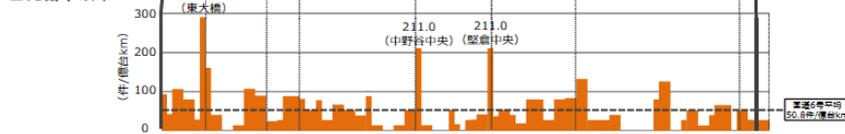
小美玉道路検討会資料より作成

- 対象区間は速度低下に起因すると考えられる追突事故割合が約8割を占めており、安全性に課題。
- 中野谷中央交差点、堅倉中央交差点の2か所で死傷事故率が200件/億台km以上となるなど、事故の多い交差点が存在。

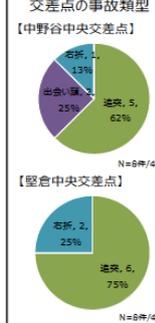
■位置図



■死傷事故率



■事故類型



■事故類型

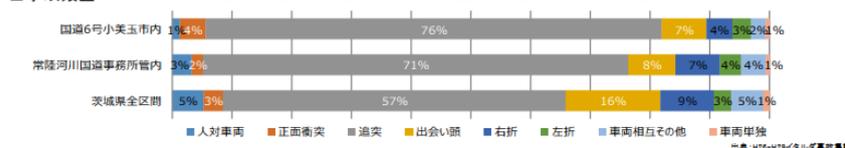


図 2-2(1) 計画段階評価における地域・道路の現状と課題の整理状況

道路の現状と課題～医療連携～

小美玉道路検討会資料より作成

- 救急医療体制のうち小美玉市がある石岡地域や鉾田地域には3次救急医療施設がなく、最寄の施設が茨城町(水戸医療センター)や小児救急では土浦市(土浦協同病院)となっている。
- 小美玉市周辺の南北軸の幹線は国道6号に依存しているが2車線区間で速達性に劣っているため、一部地域は3次救急医療施設から30分以上離れている状況で救急時に制約が発生している。

■茨城県内の3次救急医療施設

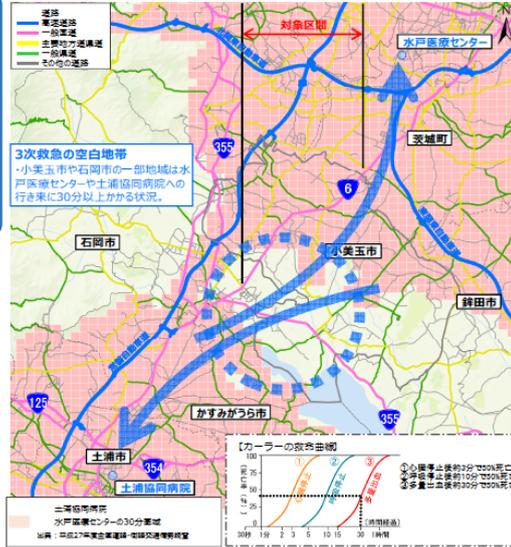


水戸医療センター
茨城町に位置している病床数500床の3次救急医療施設。地域支援病院、がん診療連携拠点病院、研修指定病院、救命救急センター、茨城県ドクターヘリ基地病院に加え茨城県の基幹災害拠点病院の指定を受け地域医療に貢献している。

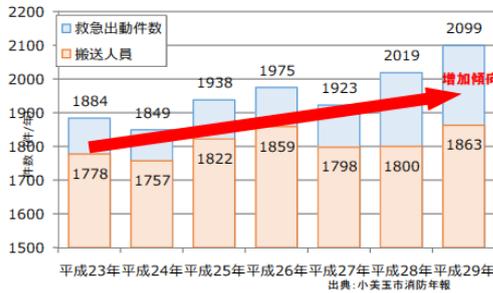
土浦協同病院
土浦市に位置している病床数800床の県内最大規模の3次救急医療施設。小美玉市、石岡市、かすみがうら市、行方市、鉾田市を含む土浦広域地域の小児救急の拠点病院となっている。

出典:茨城県救急医療体制図(茨城県HP)

■小美玉市周辺の3次救急医療施設、小児救急医療施設



■小美玉市の救急搬送数の推移



道路の現状と課題～防災～

小美玉道路検討会資料より作成

- 国道6号は、災害時に常磐自動車道と連携し、緊急輸送道路として南北方面の行き来を担うと同時に、緊急物資の輸送拠点となる茨城空港へのアクセスも担う。
- 常磐自動車道は東日本大震災時には通行止めを余儀なくされた実績もあり、今後の被災時においても南北方面の行き来が幹線機能の劣る2車線区間である当該区間に集中した際に、道路の混雑が円滑な防災活動や物資の搬送の妨げになるおそれがある。



東日本大震災時の被災状況
東日本震災時当初、県内の高速道路はすべて通行止めとなった。茨城県内の常磐自動車道の損傷は谷和原 I C～谷田部 I Cで路面段差が1カ所、土浦北 I C～いわき勿来 I Cで路面のクラック 2.3カ所、ジョイント部段差 2箇所、路面陥没 2箇所、路面段差 9カ所、道路本体・路面の崩落 1カ所



■小美玉市周辺の緊急輸送道路



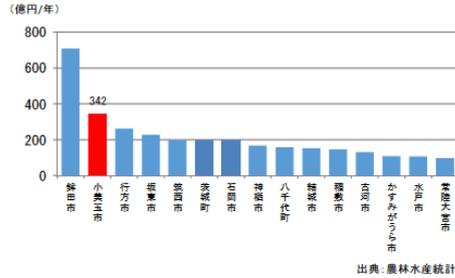
図 2-2(2) 計画段階評価における地域・道路の現状と課題の整理状況

道路の現状と課題～物流～

小美玉道路検討会資料より作成

- 対象区間が位置する小美玉市は、農業産出額が茨城県内第2位であり、特に鶏卵が全国第1位、生乳が茨城県内第1位と畜産が盛んで、おもに首都圏が出荷先となっている。
- 小美玉市内発または着の物流を担う大型車は南は東京方面、北は水戸以北など長距離移動が多くを占めているが、当該区間は4車線化されておらず、交通渋滞により首都圏への円滑な物流を阻害。

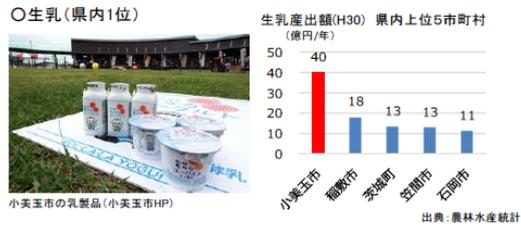
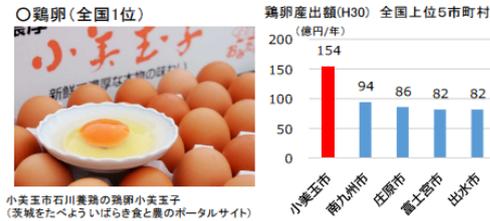
■茨城県内市町村別農業産出額(H30) 上位15市町村



■小美玉市内発の大型車の目的地



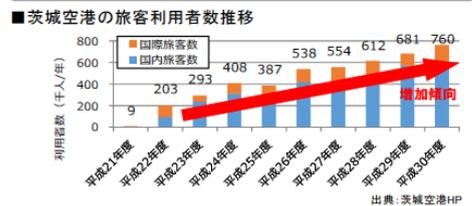
■小美玉市の主要な農産物(農業産出額 順位)



道路の現状と課題～空港アクセス～

小美玉道路検討会資料より作成

- 小美玉市には茨城空港が立地。茨城空港は年間76万人が利用しており、国内便の他、台湾、韓国、上海の国際定期便が就航し、国内、国外ともに利用者は増加傾向。
- 伸び続ける航空需要と不足する首都圏発着枠の受け皿として、茨城空港の機能強化が求められる中、空港利用上の課題として空港周辺の道路ネットワーク整備状況の悪さが指摘されるなど、空港アクセス強化が求められている。



■茨城空港周辺の道路ネットワーク

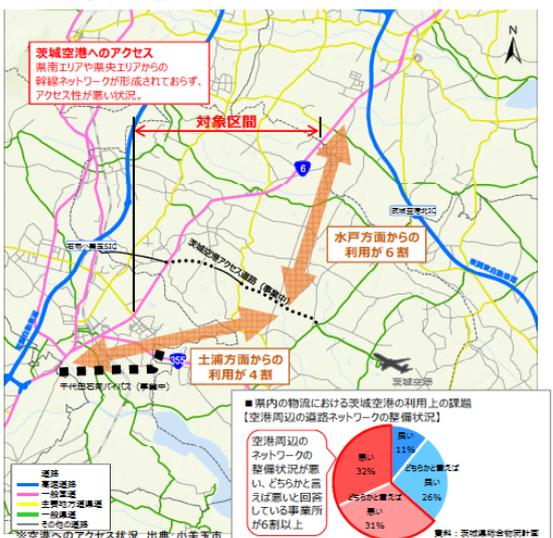


図 2-2(3) 計画段階評価における地域・道路の現状と課題の整理状況

地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

◆調査概要

計画検討の進め方（案）及び小美玉道路に求められる機能（案）について情報提供し、計画検討の進め方や一般国道6号小美玉道路（仮称）への期待・懸念について意見把握を行った。

■フェーズⅠにおける地域とのコミュニケーション方法

意見聴取方法	実施対象	実施箇所・実施期間等
Webアンケート	沿線地域住民 沿線地域外の住民	・令和3年4月13日(火)～6月30日(水)
オープンハウス	沿線地域住民 施設来訪者	①小美玉市役所 令和3年6月24日(木) ④ウェルサイト石岡 令和3年6月26日(土) ②石岡市役所 令和3年6月22日(火) ⑤空のえきそ・ら 1回目 令和3年6月20日(日) ③茨城町役場 令和3年6月23日(水) 2回目 令和3年6月27日(日)
ワークショップ	沿線地域住民	・小美玉市美野里公民館 令和3年7月11日(日)13:30～16:00
企業ヒアリング	国道6号の利用が 想定される企業等	・経済産業、運輸物流、医療教育の視点から選定した48社に電話連絡のうえアンケート票を送付。 ・回答後、必要に応じて電話による追加ヒアリングを実施。 令和3年6月16日(水)～7月2日(金)

■フェーズⅠにおける地域への情報提供

周知方法	周知対象	概要
ニュースレター	沿線地域住民	・郵便による全戸配布 ・回覧板 ・広報誌折込 ・常設による配布 ・オープンハウスでの配布 令和3年5月28日(金)～
ホームページ	沿線地域住民 沿線地域外の住民	・国道事務所、県、市のホームページに掲載

図 2-3(1) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

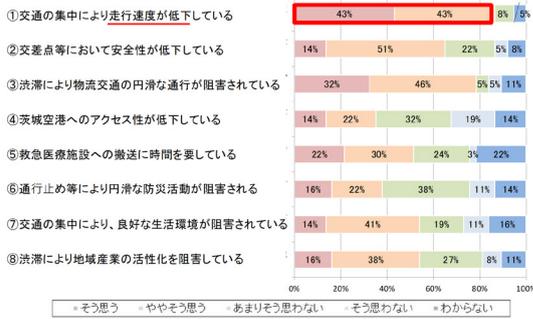
◆調査結果

【企業ヒアリング（アンケート）の実施結果】

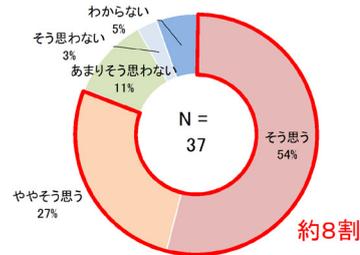
- 回答団体数は合計37件。国道6号の現道に関する課題のうち、「走行速度の低下」に関して約9割が「そう思う」、「ややそう思う」という意見であった。
- 整備の重要性について、約8割が「そう思う」、「ややそう思う」という意見であった。
- 課題・目的に関する意見は97件あり、うち約5割が移動性に関する意見であった。

■主な意見

・国道6号現道に関する課題



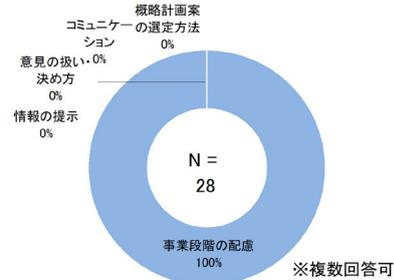
整備の重要性(重要と思うか?)



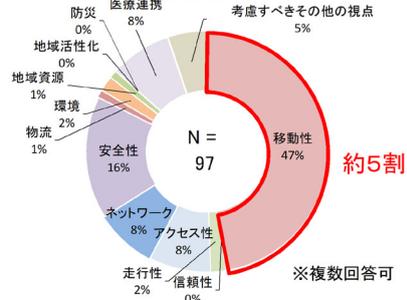
■主な意見

※意見は意見数の多寡に寄らず対応します。少数意見であっても同等にあつかいます

計画検討の進め方



課題・目的



【ワークショップの実施結果】

第1回小美玉道路WS 結果取りまとめ(概要版)

沿線自治会や関係団体からの参加者27名が4グループに分かれて討議し、計画検討の進め方と国道6号小美玉道路の課題・目的について取りまとめた。

1. 計画検討の進め方について

- ・計画検討を段階的に進めながら地域の意見をしっかりと聞くことへの期待、また、整備を急ぐことへの期待が示された。一方、用地の取得などで長期化するのではないかと心配する意見があった。
- ・計画の検討においては、具体的なルート案等を対象とした議論を望む声があった。また、ワークショップに女性や若者の参加者を加えるなど、意見の多様性を求める意見があった。

2. 国道6号小美玉道路の課題・目的について

- ・現在の国道6号については、日常的に渋滞が激しいことと、それに伴うアクセス性や安全性の低さを指摘する声が多く、小美玉道路が渋滞解消やアクセス性向上などにつながることを期待する意見があげられた。
- ・国道6号現道の沿道における騒音や振動等についても意見があり、こうした問題の解決への期待の声も聞かれた。
- ・地域活性化やまちづくりへの関心も高く、整備される小美玉道路沿道での商業立地や賑わいを期待する声がある一方で、国道6号現道を拡幅する場合は沿道商業施設の立退きを心配する声が聞かれ、バイパスとする場合においても、国道6号現道の沿道における既存の商業活動への影響を懸念する声もあった。
- ・通学路や自転車利用への影響を懸念する意見の他、地域コミュニティの分断や埋蔵文化財などの地域資源への影響、新たな水災害などを心配する声もあり、これらに対して配慮を求める意見があった。

図 2-3(2) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

【意見要旨（その1）】

オープンハウスやワークショップ、WEB アンケート、企業ヒアリング等、様々なコミュニケーションを通じて約 2,500 件のご意見が寄せられた。

「意見要旨」は、同じ主旨のご意見は同じ意見要旨として集約し、意見数の多寡ではなく、少数であっても異なるご意見はひとつの「意見要旨」として整理。

「計画検討の進め方」に関する「意見要旨」	
1.情報の提示	1)なぜ、小美玉道路の計画に着手するのか説明して欲しい 2)混雑していない区間も含まれているなど、なぜこの区間なのかについて疑問がある 3)国道6号はどれだけ混雑しているのか、混雑の実態を客観的に評価する必要がある 4)資料を分かりやすくして欲しい 5)検討の状況や予定を示して欲しい 6)計画に関わる情報を広く伝えることが必要である 7)ワークショップ等を開催して意見を聞く進め方はよいと思うが、検討の状況や予定は地元知らせておくべきだ
2.意見の扱い ・決め方	1)意見が反映されるのか不安だ 2)意見を聞くことは大切だが、決める時はしっかり決めて欲しい 3)国領市町で連携して進めて欲しい
3.コミュニケーション	1)意見を聞きながら計画検討を進めることは良いと思う、地域の意見を取り入れて円満に進めて欲しい 2)利用者、若者、高齢の方、反対する人や専門家など、コミュニケーションの対象者やコミュニケーションの方法を充実して欲しい
4.概略計画案の 選定方法	1)計画の検討ではコストがどのように配慮されるのか 2)計画は生活環境や渋滞緩和の効果なども含め多様な観点から検討して欲しい 3)いろいろな代替案を検討して欲しい 4)計画の具体的な内容について検討を進めて欲しい 5)高齢者や高齢化社会を踏まえた道路となることを期待している
5.事業段階の配慮	1)整備にあたって計画的に考えて進めて欲しい 2)用地買収では透明性を確保して欲しい 3)残地がでないように配慮して欲しい 4)供用までの期間が長期化しないよう進めて欲しい 5)道路整備にあたっては効率的に事業を進めて欲しい 6)用地の確保が難しいことを想定して事業を進めて欲しい 7)工事の渋滞や騒音などの影響が心配だ
「課題・目的」に関する「意見要旨」	
1.移動性	1)渋滞が激しい区間もあるが、区間によってはそれほどでもない 2)国道6号は混雑がひどく困っており、慢性的な渋滞が解消されることを期待している 3)バイパスとする場合は国道6号現道との分合流が円滑にできるようにして欲しい
2.信頼性	1)渋滞が激しく時間が読めない国道6号を避け迂回することがある 2)国道6号は渋滞のイメージがあり、早めに出たり、迂回してしまう 3)渋滞が解消されることで、高速道路や他の道路に迂回しなくてよくなる 4)事故の際は著しく混雑するので、遅れられない時は国道6号は使えない 5)事故や故障車があると逃げ場がなく著しく混雑するので困る 6)事故があると通行止めや片側通行となり影響が大きく、所用時間にも不安があるため、余裕を持った設計として欲しい
3.走行性	1)走りやすく、右折しやすい道になるとよい 2)遅い車が前に走っていると渋滞してしまう 3)歩行者・自転車が走行しやすくなることを期待している 4)信号交差点が少ない道路として欲しい

図 2-3(3) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

【意見要旨（その2）】

4.アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 1)空港へのアクセシビリティが高まることを期待している 2)東側地域や北側地域、東京方面などの周辺地域へのアクセスが改善されることを期待している 3)渋滞が解消され、病院・買物等へのアクセスが改善されるとよい 4)工業団地へのアクセスが良くなるとよい
5.ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 1)関連する道路の混雑も解消されることを期待している 2)国道6号に集中する交通が分散されることを期待している 3)国道6号と交差する東西方向の道路など、関連する道路の整備も期待している 4)迂回していた交通が再び国道6号に戻り、かえって混雑させてしまうのではないかと心配だ 5)小美玉道路ができることと関連する道路がかえって混雑するのではないかと心配だ
6.安全性	<ul style="list-style-type: none"> 1)渋滞が緩和されることで交通事故が減少するとよい 2)交通量や速度が増加することで、かえって交通事故が増えるのではないかと心配だ 3)歩きやすさや自転車での安全な走行ができるようになることを期待している 4)大型車が多く道幅も狭いので、安全になることを期待している 5)安全に右左折できるようにしてほしい 6)国道6号の裏道として利用されている道路の安全性が向上することを期待している
7.物流	<ul style="list-style-type: none"> 1)物流が改善することを期待している 2)地域の発展にとって物流の効率性は重要だ
8.環境	<ul style="list-style-type: none"> 1)住宅地の生活環境に配慮してほしい 2)自然環境への影響が心配だ 3)道路からの景観にも配慮してほしい
9.地域資源	<ul style="list-style-type: none"> 1)営農環境に配慮してほしい 2)道路を跨いで田んぼに行くための農作業用の通路を確保してほしい 3)文化財に配慮してほしい 4)幼稚園や保育園に配慮してほしい
10.地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 1)小美玉道路の整備を契機として地域が発展することを期待している 2)沿線に新たな集客施設や地域に貢献する施設が立地して賑わいを期待している 3)バイパスを整備すると、バイパス沿道ばかりが賑わい、国道6号現道の沿道が寂れるのではないかと心配だ 4)新規道路の沿線の土地利用促進を期待している。一方で、地域コミュニティの分断が心配だ 5)バイパスの沿道は、旧道の店舗にとっての出店機会となることを期待している 6)バイパスを整備しても沿道に店舗が立地せず、経済が活性化しないことが心配だ 7)バイパスの場合は、国道6号現道を生活道路とするなど、新たな機能の検討をしてほしい 8)国道6号現道を拡幅すると沿道の店舗への影響が心配だ 9)沿線の開発は、コンパクトシティなどまちづくりとの連携に配慮してほしい 10)沿道との高低差、出入りに配慮してほしい
11.防災	<ul style="list-style-type: none"> 1)水災害時の浸水リスクや地盤の状況等を踏まえて計画してほしい 2)災害時の避難所へのアクセスや緊急物資輸送に役立つ道路になることを期待している
12.医療連携	<ul style="list-style-type: none"> 1)救急車など緊急車両の円滑な通行を期待している 2)病院や救急搬送用のヘリポートに救急車が早く行けるようになることを期待している
13.考慮すべき その他の視点	<ul style="list-style-type: none"> 1)案内標識を分かりやすくしてほしい 2)維持管理に配慮してほしい 3)走行しやすくなるよう、舗装にも配慮してほしい 4)バイパスを整備する場合、新道と旧道の区別がつきやすいよう名称等を工夫してほしい 5)バス停の位置など、公共交通利用者に配慮してほしい

図 2-3(4) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅠ）

地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

◆調査概要

複数案（ルート・構造）、評価指標（案）について情報提供し、意見把握を行った。

■フェーズⅡにおける地域とのコミュニケーション方法

意見聴取方法	実施対象	実施箇所・実施期間等
Webアンケート	沿線地域住民 沿線地域外の住民	・令和3年12月23日(木)～令和4年3月31日(木)
オープンハウス	沿線地域住民 施設来訪者	①石岡市役所 令和4年2月7日(月) ④ウエルサイト石岡 令和4年2月12日(土) ②小美玉市役所 令和4年2月16日(水) ⑤空のえきそ・ら・ら 1回目 令和4年2月19日(土) ③茨城町役場 令和4年2月17日(木) 2回目 令和4年2月20日(日)
オープンハウス (追加)	沿線地域住民 施設来訪者	①石岡市役所 令和4年3月16日(水)～18日(金) ②小美玉市役所 令和4年3月16日(水)～18日(金) ③茨城町役場 令和4年3月16日(水)～18日(金) ④空のえきそ・ら・ら 令和4年3月13日(日)
ワークショップ	沿線地域住民	・小美玉市美野里公民館 令和4年1月30日(日)13:30～16:50

■フェーズⅡにおける地域への情報提供

周知方法	周知対象	概要
ニュースレター	沿線地域住民	・回覧板 ・広報誌折込 ・常設による配布 ・オープンハウスでの配布 令和4年1月5日(水)～ ・石岡駅 令和4年1月13日(木)～3月31日(木)、羽鳥駅 令和4年1月14日(金)～3月31日(月)
ホームページ	沿線地域住民 沿線地域外の住民	・国道事務所、県、市のホームページに掲載

図 2-4(1) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

◆調査結果

【ワークショップの実施結果】

第2回小美玉道路WS 結果取りまとめ(概要版)

沿線自治会や関係団体からの参加者20名が4グループに分かれて討議し、複数案(ルート帯・主たる構造)、評価指標について取りまとめた。

1. 複数案(ルート帯・主たる構造)について

■現道拡幅案

- ・沿線市街地の生活環境が改善されることへの期待
 - ・拡幅に伴う移転や市街地の分断などの影響の懸念
 - ・用地確保に時間を要するのではないか
- などの意見があった。

■バイパス案

- ・用地の取得が比較的スムーズであろうことへの期待
 - ・信号交差点が少なくなることで走行性が高まることへの期待
 - ・沿道開発を期待する声
 - ・走行性の観点や現道が寂れることへの懸念から、バイパス沿道の開発を望まない声
 - ・ルートを検討する上で配慮すべき地域の資源についての指摘
 - ・ルート帯や主たる構造に関するその他の案の提案
- などの意見があった。

2. 評価指標について

- ・フェーズⅠにおいて整理された課題や目的に照らし、渋滞の緩和や安全性、まちづくりなどの観点から複数案を評価するための評価項目について、その重要性や意味を確認する議論があった他、新たな視点からの評価についての提案もあった。

地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

【意見要旨（その1）】

1) 「地域資源の指摘」に関する意見要旨

地域資源	具体的な名称等	配慮の内容	意見例
1)埋蔵文化財	・竹原城跡 ・鶴田城跡		・埋蔵文化財に配慮して欲しい。 ・竹原城跡に配慮して欲しい。 ・鶴田城跡に配慮して欲しい。
2)神社・仏閣	・永福寺 ・貴布禰神社		・永福寺に配慮して欲しい。 ・貴布禰神社に配慮して欲しい。
3)学校・保育園	・堅倉小学校 等	・通学通園時安全	・学校や幼稚園は、通学通園に絡んで気になることや意見もあると思うので、個別に聞く必要があると思う。 ・堅倉小学校はどのルートでも影響があると思うので、学校に聞いて欲しい。
4)農地	・水田（八坂神社と十三遺跡の北側、三所神社周辺、美野里変電所の北側）	・水田に水を供給するパイプが道路によって分断	・畑に配慮して欲しい。 ・八坂神社と十三遺跡の北側、三所神社周辺、美野里変電所の北側には水田がある。水田に水を供給するパイプが道路によって分断されると、道路の下を通しつづけるにしても大変で、管理が難しくなるので心配だ。
5)公共施設			・公共施設に配慮して欲しい。
6)福祉施設	・特別養護老人ホーム ・高齢者施設（サンホーム竹原等）		・特別養護老人ホームに配慮して欲しい。 ・サンホーム竹原等の高齢者施設のある地域は影響に配慮して欲しい。
7)墓地			・墓地に配慮して欲しい。
8)ゴルフ場	・太平洋クラブ美野里コース等		・太平洋クラブ美野里コース等のゴルフ場に配慮して欲しい。
9)竹原地区	・竹原地区	・かつての国道6号整備の時に一度土地を提供している	・竹原地区は、かつての国道6号整備の時に一度土地を提供している。A案になると、再度土地を提供することになり、心情的にも、コミュニティの面からも良いことにはならないと思う。
10)旧宿場町	・竹原～竹原下郷 ・大曲南～大曲三差路 ・小岩戸	・元は宿場町だったので国道沿いに住宅が集まっている箇所がある	・竹原～竹原下郷、大曲南～大曲三差路、小岩戸については、元は宿場町だったので国道沿いに住宅が集まっている箇所がある。現道拡幅は既存家屋への影響が大きい。

2) 「別案の提案」に関する意見要旨

提案等の内容	意見例
1)バイパスルートは茨城空港のあたりまで東側に寄せる案	・茨城空港周辺は多くが畑で、道路を通しやすいと思うので、バイパスルートは茨城空港のあたりまで南下させてもよいと思う。 ・石岡・小美玉バイパスから茨城空港の方を通る位まで南下させても良いのではないか。空港アクセス道路との接続は立体が良い。空港利用者が便利の方が良い。早朝・夕方混雑しないので通過・右左折ができると時間が読める。
2)バイパスの茨城町側の現道との合流点をなるべく茨城町よりにする案	・交差点が多いところに接続するとボトルネックになってしまうので、茨城町側の現道との合流点をなるべく茨城町よりにするべきである。
3)旧小川町側ルートを変える案	・現道拡幅、BP、旧小川町（南側）へ南下したルート、いろいろ考えられるが早く安く整備されることが重要と考えている。
4)高圧線に沿ったルートを活用する案	・中央家畜市場～太陽保育園～美野里変電所は、高圧送電線が通っているため、そのルートには住宅がほとんどない。それを活用すれば移転の問題が少なく、コミュニティへの影響を抑えることができるのではないか。
5)トンネル案	・土地の買収に時間がかかるのであれば、時間がかかるのは土地の買収取得ではないのか、反対の人がいない協力的にすめられると良い。トンネルもありえるが、費用的に不利であれば仕方ない。
6)6車線（片側3車線）とする案	・緊急車両の通行などの向上を考える場合、4車線化やバイパスの考えを示しているが、むしろ6車線、大きく構造を変えて計画してはどうか。 ・現況の茨城空港アクセス道路は、片側1車線の部分が大半で、何か有れば、物流や人の輸送等にとって一番大事な、定時性や速達性が簡単に損なわれる可能性がある。小美玉道路の設計では片側3車線とすべきと思う。
7)バイパス案は、全線平面構造とする案	・道路から直接出入りした方が便利であるので、平面構造が良い。 ・接続道路から右折で国道6号に入れるように、バイパスは平面構造が良い。 ・道路ができ、交通ができると、新たな経済効果が期待できる。その為にも行き来が容易な平面で整備すべき。 ・まちづくりが進めやすいように、切土、盛土を避け、なるべく平坦にする。 ・沿道からのアクセスがある方が、地元の人にはありがたい。 ・A案と同じように平面構造としてはどうか、地域活性化につながる。
8)バイパス案は、部分的に平面構造とする案	・空港アクセス道路とバイパスの交差点のあたりは、平面構造にして、周辺地域からもアクセスしやすくしてほしい。 ・竹原中郷交差点付近は、バイパスから空港アクセス道路に円滑にアクセスできるように、平面構造にしてほしい。
9)バイパスは平面構造で、主要交差点は立体構造とする案	・平面構造が良いが、国道6号との交差点は立体で信号待ちがないのが良い。 ・空港アクセス、メロンロードとの交差点は立体（ボックスや橋）が良い。信号を少なくしたい。

3) 「評価項目の提案」に関する意見要旨 1/2

課題・目的	評価項目	意見要旨
1.交通渋滞	速達性	1)速度が速く速達性が高いほうがよい
	走行性	2)走行性を高めて欲しい、スムーズに走れるほうがよい
		3)バスなど公共交通の走行性が保てるとよい
	渋滞緩和	4)渋滞が解消されることが大事

図 2-4 (3) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

【意見要旨（その2）】

3) 「評価項目の提案」に関する意見要旨 2/2

課題・目的	評価項目	意見要旨	
1.交通渋滞	信頼性	5)時間が読めるようにして欲しい	
		6)信号交差点が少なく、一定速度で走れるほうがよい	
	通過交通	7)通過交通は沿道から出入りする交通と混在せずに走れるとよい	
		8)通過交通を分離することで、現道が生活道路として使いやすくなるとうい	
アクセス性	9)高速道路へのアクセスの向上に期待する		
	10)周辺地域へのアクセス向上に期待する		
2.物流	物流拠点へのアクセス性	1)物流機能の向上が大事	
3.空港アクセス	空港へのアクセス性	1)空港アクセスが大事	
		2)空港アクセスは茨城空港アクセス道路の役割では	
		3)空港アクセス道路との接続は重要である	
4.交通事故	安全性	1)安全性の向上が大事	
		2)道路整備で事故を減少させて欲しい	
		3)大型車を分離して欲しい	
	安全性（歩行者・自転車）	4)自転車や地域の方の安全が重要である	
	安全性（沿道住民）	5)沿線地域内へ流入する通過交通を減らし安全にして欲しい	
安全性（高齢者）	6)高齢者の安全に配慮してほしい		
5.防災	緊急輸送の機能	1)防災対応が大事	
		2)地震等の災害時に強い道路にして欲しい	
		3)緊急輸送道路としての機能に期待する	
		4)代替のルートがあるほうがよい（現道とバイパスで選べるという意味）	
6.医療連携	救急医療施設へのアクセス性	1)救急搬送の円滑化が大事	
7.生活環境	沿道環境への影響	1)排ガス・騒音・振動の抑制が大事	
8.自然・歴史・文化	埋蔵文化財への影響	1)埋蔵文化財を回避して欲しい	
		2)自然環境や歴史文化への影響は避けるべきである	
	自然環境・歴史文化への影響	3)自然環境と歴史文化資源はそれぞれしっかり扱うべき	
		4)国道6号沿道の桜並木に配慮が必要	
9.まちづくり	地形への影響	5)土地の起伏に配慮が必要である	
		地域コミュニティへの影響	1)移転者が少なくなるように配慮が必要
			2)沿道地域が道路で分断されないよう配慮が必要
	3)学校・保育園・福祉施設等への影響に配慮が必要		
	国道6号現道の沿道の地域の活性化	4)現道のまちづくりに期待する	
	国道6号現道の沿道への影響	5)沿道の商業活動に影響しないよう配慮が必要	
		6)沿道アクセスに配慮が必要	
	バイパス沿道の地域の活性化	7)既存の商業集積を活かして利便性が下がらないようにしてほしい	
		8)沿道に新たな施設が立地し活性化することがよい	
		9)企業を誘致する効果が期待される	
10)バイパス沿道に施設を配置する方がよい			
まちづくり計画との整合	11)新たな地域コミュニティが形成されるとよい		
	12)土地の有効利用を期待する		
	13)市町のまちづくり計画と整合が必要		
14)周辺市町への影響を考えてほしい			
10.営農環境	農地や施設への影響	1)田畑等の農地の分断に配慮が必要	
		2)農地設備等への影響に配慮が必要	
		3)農地へのアクセスに配慮して欲しい	
		4)酪農への影響に配慮が必要	
11.効果発現	事業期間	1)用地確保に時間がかからないようにして欲しい	
		2)事業期間を短くして欲しい	
	事業費	3)事業費を安くして欲しい	
	工事の影響	4)工事期間を短くしてほしい	
		5)工事に混雑することがないとよい	
		6)工事の安全性に配慮が必要である	
		7)夜間工事の騒音に配慮が必要	

図 2-4(4) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

【意見要旨（その3）】

4)「フェーズⅢに関する意見」に関する意見要旨

分類	意見要旨
1.概略計画案についての意見（複数案の比較評価）	1)バイパス案は速度が速く速達性が高い 2)バイパス案は走行性が高くスムーズに走れる 3)バイパス案のほうが多くの交通を処理できる 4)バイパス案に通過交通を分離すれば、現道が生活道路として使いやすくなる 5)バイパス案では現道が代替ルートになる 6)千代田石岡バイパスや水戸バイパスとの接続を考えると、バイパス案がよい 7)隣接する道路への侵入を防ぐため、安全性が向上するからバイパス案の方がよい 8)バイパス案で走行性を確保すれば排ガスを抑制できる 9)周辺の開発にもつながるので、現道拡幅よりバイパスがよい 10)沿道の住宅や商店への影響が少ない、バイパス案がよい 11)事業費が安く、事業期間が短い、バイパス案がよい 12)バイパス案は支障物件が少なく、事業が早くできそう 13)土地の価値が低いためバイパスで早期に買収したほうがよい 14)現道拡幅なら地域が活性化する 15)沿道の利便性が高いので、現道拡幅案がよい 16)現道拡幅案、バイパス案の両方整備でもよい
2.概略計画案の選定方法	1)地元の見解に重みをつける 2)事業期間と事業費のエビデンスが必要である

5)「構想段階以降の意見」に関する意見要旨

分類	意見要旨
1.設計	1)カーブが多いと走りにくいので、直線的なバイパス案がよい 2)国道6号の交差道路に右折レーンを設置して欲しい 3)中央分離帯の設置など、道路構造を安全にする必要がある 4)道路排水を適切に行って欲しい 5)バイパスと国道6号現道の合流箇所を渋滞しないようにして欲しい 6)バイパスへのアクセス道路の検討が必要である 7)歩道を広くして欲しい 8)沿道アクセスや地域分断に配慮した構造にして欲しい 9)空港アクセス道路との交差については相乗効果がでるような構造にして欲しい 10)交差点の交通処理に配慮して欲しい 11)歩行者の横断等の利便性に配慮して欲しい 12)自転車の走行空間を整備して欲しい 13)バイパスは住宅地を積極的に通るか、あるいは今後住宅地として整備することを見込んでルート設定すべきである 14) A案では、主要な交差点は円滑なアクセスができるような構造にしてほしい 15)バイパス案は、沿道住民の日常生活が不便にならないよう側道を設ける 16)交通量に対応できそうなので、4車線化がふさわしいと考える 17)片側2車線から1車線へ減少させる箇所は、右車線側を減少させてほしい 18)ジョイントの段差を少なくするなど、バイクも通行しやすくしてほしい 19)周辺事業と連携し、効率的に事業を進めて欲しい
1.設計	20)速度低下を招かないよう勾配に留意してほしい
2.ネットワーク	1)周辺道路の整備も併せて行い、地域全体の交通円滑化を図ってほしい 2)前後の区間を含め、一体的に事業推進した方が、事業費が安くなる 3)バイパスの周辺道路を整備する
3.付属施設	1)分かりやすい案内としてほしい 2)退避スペースが必要である
4.交通管理	1)国道6号の信号交差点の交差道路側に右折現示を設けて欲しい
5.工事	1)工事中の騒音に注意して欲しい
6.維持管理	1)国道6号現道を含めた維持管理を適切に行って欲しい
7.供用	1)完成した区間から順次、暫定供用を行って欲しい
8.施工	1)国道6号現道の路面状態が悪いため、新設道路で解決すべきである
9.その他	1)他の事業との抱き合わせで効率化してほしい 2)茨城空港周辺の開発を視野に入れた道路計画も検討してほしい

図 2-4 (5) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

【意見要旨（その4）】

6)「進め方の意見」に関する意見要旨

分類	意見要旨
1.情報提供	1)情報提供を充実させて欲しい 2)交通影響を把握しておいて欲しい 3)騒音・振動を比較して欲しい 4)費用対効果を示す必要がある 5)いつ頃完成するのかを明確にして欲しい 6)周辺事業の情報も提供して欲しい 7)いつ正式名称が決まるのか知りたい 8)地形や環境への影響を把握しておいてほしい 9)構造のイメージを提示して欲しい 10)企業の出店計画、市の企業立地計画を知りたい 11)計画の意義について説明が必要
2.意見把握	1)できるだけ多くの意見を聞くとよい 2)オープンハウスは、意見を直接伝えられるのでよい 3)若い人の意見をとりいれて欲しい 4) Web上のコミュニティを活用した方が気軽に意見が言える 5)今後も住民がもう少し検討に関わりがもてるようにしてほしい 6)茨城空港の利用者の意見を聞くとよい 7)ワークショップは、オンラインで行うなど他の手法を用いることを検討してはどうか 8)意見を伝えるルートとして、「住民から直で国交省」だけではなく「市を通じて国交省」という形があるとよい
3.意見反映	1)意見が反映されることを期待する 2)適切に評価されることを期待する
4.決め方	1)ある程度意見を聞くことは必要だが、経験や知識のある者が進めていくとよい 2)多様な観点で比較することはよい 3)地元十分に配慮してほしい
5.資料作成	1)配布資料を見やすくして欲しい

7)「フェーズⅠ関連」に関する意見要旨

分類	意見要旨
フェーズⅠ	1)新たな道路整備よりも、既存の道路を整備する方が、理解を得られやすいと思う 2)将来交通量の増減が気になる

その他の意見例

分類	意見例
取組みへの励ましや意見	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンハウスは、意見を直接伝えられるのでよい。 ・道路は財産なので、しっかりやって欲しい。 ・もっと道路整備を充実させて欲しい。 ・利用する人や地域の人々にとって良い道路にして欲しい。 ・事業に関心がある。 ・今のやり方で良いので、このまま進めて欲しい。
検討内容との関係を捉え切れなかった意見	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田石岡バイパスから国道6号現道に接続する整備を優先して欲しい。 ・千代田石岡バイパスの完成後に村上六軒線と国道6号の交差点が混雑しないようにして欲しい。 ・土浦バイパスは走りやすい。 ・空港アクセス線は走行性が良い。 ・Webアンケートに回答する。 ・2車線以外もある。 ・高浜から土浦北インターチェンジに向かってもらいたい。 ・観光拠点として、道の駅のような休憩所が欲しい。 ・道路計画のさらなる周知のため、ネーミングライツを実施した方が良い。 ・用地買収の際には中途半端な残地が発生しなくなるように配慮して欲しい。 ・茨城町バイパスの早期整備を望む。 ・千代田石岡バイパスの早期整備を望む。

図 2-4 (6) 地域とのコミュニケーション（フェーズⅡ）

2.2 第一種事業の目的

一般国道6号の茨城県区間小美玉市内を通過する区間については、交差点が多い2車線道路となっているため、慢性的な交通渋滞が発生しており、円滑な物流、茨城空港アクセス、救急搬送、沿道環境などに影響が生じています。さらに、渋滞に付随して、一般国道6号では追突事故が発生しており、安全面への対応も必要となっています。

また、小美玉地区は4車線の幹線ネットワークが形成されていないため、災害時の交通集中により、円滑な防災活動や物資搬送の妨げになる恐れがあるため、災害時に機能する災害に強いネットワークの確保が必要です。

一般国道6号小美玉道路（仮称）では、地元検討会や地域のみなさまとのコミュニケーション活動を踏まえ、11の課題・目的・評価指標に対応する達成すべき目標として「混雑の緩和」、「物流の効率化」、「空港アクセスの円滑化」、「安全・安心な生活空間の確保」、「災害に強い緊急輸送道路の確保」、「救急医療施設への搬送時間の短縮」、「沿道環境の改善」の7つの政策目標及び「環境への影響・その他」を設定し、各項目に対する課題・原因の解決を目的とし、対策案の検討を進めています。

課題・目的	評価指標(評価項目)	政策目標・環境への影響・その他	
		政策目標	解決すべき課題・原因
1.交通渋滞	平均速度の向上(速達性)	混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・賢倉中央では慢性的に速度が低下しており、中野谷中央では長い区間で7時に30km以下の速度低下が発生 ・通過交通が多く、2車線の容量を上回る交通量(約17,800台/日)が流入するため
	事故・駐停車車両による影響の低減(信頼性)		
	当該箇所の国道6号現道や周辺道路の交通量(走行性)		
2.物流	都心方面および水戸方面から工業団地までのアクセス時間の短縮(物流拠点アクセス)	物流の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市内発または着の物流を担う大型車は東京方面、水戸以北などの長距離移動が多くを占めているが、当該区間で交通渋滞により円滑な物流が阻害 ・4車線の幹線道路ネットワークが形成されていないため
3.空港アクセス	都心方面および水戸方面から茨城空港までのアクセス時間の短縮(空港アクセス)	空港アクセスの円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・空港周辺の道路ネットワーク整備状況の悪さが指摘されるなど空港アクセス強化が求められる ・県南・県央エリアからの4車線の幹線道路ネットワークが形成されていないため
4.交通事故	当該箇所の国道6号現道や周辺道路の交通事故の減少(道路交通の安全性)	安全・安心な生活空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・追突事故が約8割を占める ・評価区間内の交差点において死傷事故率が県平均の2倍以上(200件/億台km以上)
	当該箇所の国道6号現道や周辺道路の歩行者の安全性(歩行者・自転車の安全性)		
5.防災	緊急輸送道路としての機能(緊急物資輸送機能)	災害に強い緊急輸送道路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の交通集中により、円滑な防災活動や物資搬送の妨げになる恐れがある ・4車線の幹線道路ネットワークが形成されていないため
	避難路としての機能(避難路機能)		
6.医療連携	水戸市や土浦市に位置する第3次救急医療施設への搬送時間短縮(救急搬送の迅速性)	救急医療施設への搬送時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市周辺の南北軸の幹線は速達性に劣っているため、一部地域において救急時の制約が発生 ・近隣の3次医療施設への搬送経路となる国道6号が2車線区間であるため
7.生活環境	排気ガス、騒音・振動などの沿道環境への影響(沿道環境への影響)	沿道環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・国道6号の交通により発生する排気ガス、騒音・振動等の影響 ・国道6号に交通が集中するため
		環境への影響・その他	配慮すべき事項
8.自然・歴史・文化	自然環境や歴史文化資源への影響(地域資源への影響)	自然・歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道地域に残る自然環境や点在する歴史文化資源を保全する
9.まちづくり	国道6号現道沿道の市街地や地域コミュニティへの影響(国道6号沿線への影響)	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道地域における商工業の振興の契機とともに、既存市街地におけるコミュニティの賑わいを下支える
	バイパス周辺の既存集落や地域コミュニティへの影響(バイパス周辺への影響)		
	沿道の新規開発や農地転用(沿道新規開発や農地転用)		
10.営農環境	圃場整備地やアクセス道路、排水、施設等への影響(農地や施設等への影響)	営農環境	<ul style="list-style-type: none"> ・主要産業である農業の営みを守り育むよう営農環境に配慮する
11.効果発現	効果の発現(事業期間)	効果発現	<ul style="list-style-type: none"> ・国道6号の渋滞解消を急ぐとともに、実施する解決策の効率性や経済性に十分配慮する
	工事中の交通・沿道環境への影響(工事中の影響)		
	事業費(事業費)		

■:政策目標 ■:環境への影響 ■:その他

図 2-5 計画段階評価における各課題・目的・評価指標に対応する達成すべき目標

2.3 第一種事業の内容

2.3.1 事業実施想定区域の位置

第一種道路事業の事業実施想定区域の位置は図 2-6 に、起終点は以下に示すとおりです。

起 点：茨城県 石岡市 東大橋

終 点：茨城県 小美玉市 西郷地

2.3.2 事業の規模

延 長：約 10km

車線数：4 車線



図 2-6 事業実施想定区域の位置図

2.3.3 その他事業に関する事項

(1) 位置等に関する複数案の設定についての考え方

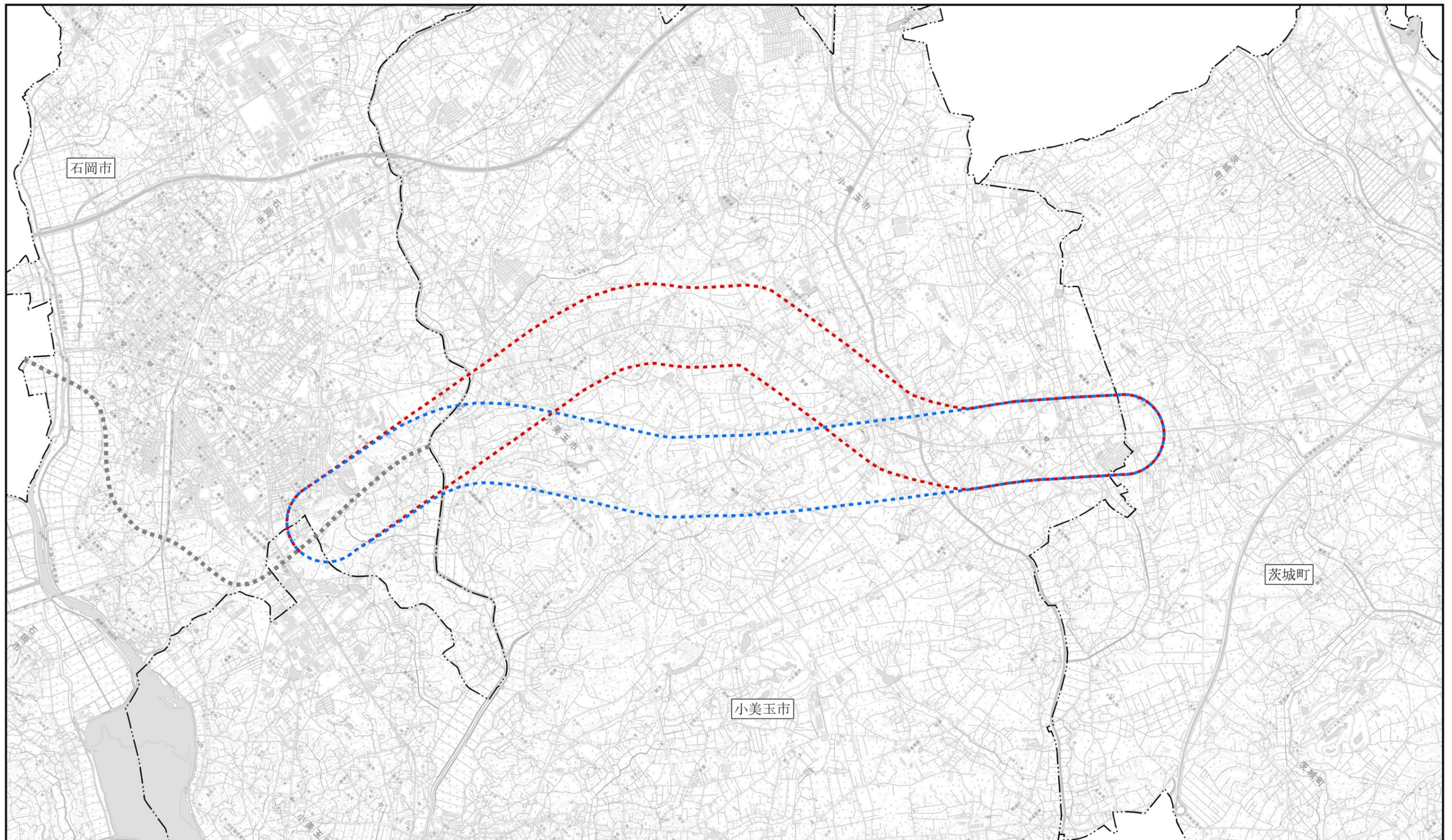
本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案（以下、「複数案」という。）を適切に設定する必要があります。複数案としては、一般国道6号小美玉道路（仮称）の課題・目的を踏まえて設定します。

(2) 複数案の設定にあたっての考え方

複数案のルート選定にあたっては、本事業に必要な道路の機能、ルート帯・主たる構造を検討する際の前提条件（「第2章 2.2 第一種事業の目的」参照）を踏まえ、以下に示す2案を選定しました。

表 2-1 ルートの概要

	【A案】 現道拡幅（一部バイパス）案	【B案】 バイパス（一部現道拡幅）案
ルートの概要	<ul style="list-style-type: none"> 現在の2車線道路を両側に広げる案 中央分離帯により上下線を分離 沿道から道路に直接出入りが可能 既存の主たる構造である平面構造と同じ構造とする考え方 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の土地から5~10m高く（もしくは低く）整備 中央分離帯により上下線を分離 沿道から道路に直接出入りは不可能 沿道の建物からの出入りは、側道から交差点を介して道路に出入り 主要な道路以外は立体交差により交差点の数を減らすため、立体構造とする考え方
構造の概要	<p>平面構造</p> <p>単位：m</p>	<p>立体構造 (盛土・切土)</p> <p>単位：m</p>



凡例

- - - - 【A案】現道拡幅（一部バイパス）案
- - - - 【B案】バイパス（一部現道拡幅）案
- - - - 千代田石岡バイパス
- 行政界

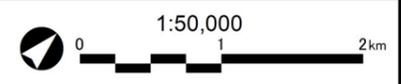


図 2-7 事業実施想定区域の位置

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握した結果は、表3-1及び図3-1に示すとおりです。また、自然的状況の把握に用いた既存資料は、表3-2に示すとおりです。

なお、事業実施想定区域及びその周囲は、事業実施想定区域が位置する自治体（石岡市、小美玉市、茨城町（以下「調査対象市町」という。））を対象にとりまとめました。

表 3-1(1) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
大気環境の状況	<p>1. 気象 事業実施想定区域及びその周囲に位置する美野里地域気象観測所では降水量が観測されており、令和3年の年降水量は1,475.5mmである。なお、水戸地方気象台における令和3年観測結果は、年平均気温15.0℃、年降水量1,661.0mm、年最多風向が北北西、年平均風速が2.3m/sである。</p> <p>2. 大気質 事業実施想定区域及びその周囲では、石岡杉並局（一般環境大気測定局、石岡市保健センター内）で大気質調査が行われている。令和2年度は二酸化窒素（日平均値の年間98%値は0.016ppm）、浮遊粒子状物質（1時間値の最高値は0.125mg/m³、日平均値の2%除外値は0.043mg/m³、日平均値が0.10mg/m³を超えた日数は0日）、微小粒子状物質（日平均値の年間98%値は22.4μg/m³、年平均値は7.4μg/m³）は環境基準を達成している。光化学オキシダント（昼間の1時間値の最高値は0.102ppm）は環境基準を達成していない。</p> <p>3. 騒音 自動車騒音については、平成27年度に県道茨城岩間線で調査が行われており、等価騒音レベルの昼間平均値は70dB、夜間平均値は65dBで、昼夜とも環境基準達成率（当該地域内の全ての住居等のうち、環境基準を満足する戸数の割合）は98～100%である。 百里飛行場周辺の航空機騒音については、小美玉市の隠谷公民館で調査が行われており、令和2年の時間帯補正等価騒音レベルは37dBで環境基準を達成している。</p> <p>4. 振動 事業実施想定区域及びその周囲では、道路交通振動等に係る公表資料はない。</p> <p>5. その他 事業実施想定区域及びその周囲では、低周波音等に係る公表資料はない。</p>

表 3-1(2) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
水環境の状況	<p>1. 水象 事業実施想定区域及びその周囲における河川及び湖沼は、利根川水系霞ヶ浦圏域に属する霞ヶ浦（西浦）、恋瀬川、園部川、巴川などの一級河川、那珂川水系澗沼川圏域に属する澗沼川及び寛政川などの一級河川があり、河川は概ね西から東に向けて流下している。</p> <p>2. 水質 (1)河川の水質 令和2年度は2地点（恋瀬川 平和橋、山王川 所橋：全てA類型）で調査が行われている。 生活環境項目については、pH（水素イオン濃度）及びBOD（生物化学的酸素要求量）は2地点のうち1地点で環境基準を超過している。DO（溶存酸素量）及びSS（浮遊物質量）は、全ての地点で環境基準を達成している。大腸菌群数は、全ての地点で環境基準を超過している。 健康項目については、全ての項目で環境基準を達成している。 ダイオキシン類については令和2年度に1地点（恋瀬川 平和橋）で調査が行われており、環境基準を達成している。</p> <p>(2)湖沼の水質 令和2年度は1地点（霞ヶ浦 高崎沖：A類型）で調査が行われている。生活環境項目のうち、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）及び大腸菌群数は、環境基準を超過している。 健康項目については、調査を実施した硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準を達成している。なお、ダイオキシン類については、調査が行われていない。</p> <p>3. 水底の底質 令和2年度に1地点（恋瀬川 平和橋）でダイオキシン類について調査されており、環境基準を達成している。</p> <p>4. その他 事業実施想定区域及びその周囲では、環境基準が定められている健康項目を対象に地下水の概況調査が3地点で実施されており、令和2年度は全ての項目が不検出又は環境基準を達成している。地下水に係るダイオキシン類については、令和2年度に1地点（茨城町奥谷）で調査が行われており、環境基準を達成している。</p>
土壌及び地盤の状況	<p>1. 土壌 事業実施想定区域及びその周囲では、主に黒ボク土壌が優占して分布しており、河川等の谷筋沿いには多湿黒ボク土壌や黒ボクグライ土壌が分布している。また、霞ヶ浦周囲には粗粒グライ土壌や黒泥土壌などが分布している。 事業実施想定区域及びその周囲では、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定区域はない。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域はない。 土壌のダイオキシン類については、令和2年度に1地点（茨城町奥谷）で調査が行われており、環境基準を達成している。</p> <p>2. 地盤 事業実施想定区域及びその周囲では、地盤変動量調査に係る公表資料はない。また、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」による指定地域はないが、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」において石岡市、小美玉市（旧玉里村の区域）が指定地域となっている。</p>

表 3-1(3) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
地形及び地質の状況	<p>1. 地形 事業実施想定区域及びその周囲には、主に砂礫台地が優占して分布しているほか、河川に沿って谷底平野、崖および斜面、砂礫浸食段丘等が分布している。</p> <p>2. 地質 事業実施想定区域及びその周囲の表層地質は、主に火山破屑物（火山灰）が優占して分布しており、河川に沿って未固結堆積物（泥・砂等）、半固結堆積物（砂・礫・粘土）が分布している。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>1. 動物 事業実施想定区域及びその周囲には、重要な動物種の生息地として、鳥類の集団ねぐら・繁殖地（サギ類）、昆虫類の生息地（オオムラサキ、オオモノサシトンボ、マダラヤンマ、エサキアメンボ）が分布しているほか、鳥獣保護区（納場鳥獣保護区、高浜入鳥獣保護区、龍神山鳥獣保護区）が指定されている。</p> <p>2. 植物 事業実施想定区域及びその周囲には、天然記念物である小美玉市指定の大宮神社樹叢、ウバユリ群落や、茨城町指定の鹿嶋神社のイチョウが分布している。また、重要な植物群落として、特定植物群落に選定されている石岡の暖帯林、群落レッドデータのカテゴリ2に選定されている霞ヶ浦高浜入のミクリの大群落、カテゴリ1に選定されている石岡の照葉樹林やスタジイ林、自然度の高い植生に選定されているイロハモミジ-ケヤキ群集、シラカシ群集等の自然植生の他、イチョウ、ケヤキ等の巨樹・巨木が多数分布している。</p> <p>3. 生態系 事業実施想定区域及びその周囲には、地域を特徴づける重要な自然環境として、湖沼（霞ヶ浦、池花池、八幡池、大正地池）や湿地（高浜入、池花池）が分布している。霞ヶ浦は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として、水郷筑波国定公園に指定されているほか、霞ヶ浦・北浦水系の河川・湖沼群として、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されている。また、自然環境保全地域（石川自然環境保全地域）、緑地環境保全地域（大宮緑地環境保全地域、矢連緑地環境保全地域、小幡城跡緑地環境保全地域）が分布している。</p>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	<p>1. 景観 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な景観資源として霞ヶ浦、高浜入湿原や高浜入と山崎の森が分布している。また、主要な眺望点として、霞ヶ浦・筑波山を望む高浜入り江、石岡市の先導的な景観形成に係る眺望点（霞ヶ浦）、展望台のある常陸風土記の丘や希望ヶ丘公園が分布している。</p> <p>2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、つくば霞ヶ浦りんりんロード等のサイクリングコース、霞ヶ浦や池花池といった湖沼、希望ヶ丘公園、及びしもはじ埴輪キャンプ場等が分布している。</p>

表 3-2(1) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月	発行元	
大気環境 の状況	気象	1	過去の気象データ検索	令和4年3月閲覧	気象庁
	大気質	2	平成28年度～令和2年度 大気環境測定結果	令和4年3月閲覧	茨城県県民生活環境部
	騒音	3	平成28年版環境白書（データ）	平成28年9月	茨城県県民生活環境部
		4	令和3年版環境白書（データ）	令和3年9月	茨城県県民生活環境部
		5	環境展望台 GIS （自動車騒音の常時監視結果）	令和4年3月閲覧	国立研究開発法人 国立環境研究所
水環境の 状況	河川の 状況	6	国土数値情報 河川データ	令和4年3月閲覧	国土交通省
	水質 水底の 底質 その他	7	公共用水域の水質等測定結果（令和2年度総括）	令和4年3月閲覧	茨城県県民生活環境部
	8	令和3年版環境白書（データ）	令和3年9月	茨城県県民生活環境部	
	9	地下水の水質測定結果（R2 地下水結果）	令和4年3月閲覧	茨城県県民生活環境部	
土壌及び 地盤の 状況	土壌	10	都道府県土地分類基本調査 土じょう 図（石岡）（5万分の1）	昭和56年3月	茨城県
		11	都道府県土地分類基本調査 土じょう 図（真壁）（5万分の1）	昭和58年3月	茨城県
		12	都道府県土地分類基本調査 土じょう 図（玉造）（5万分の1）	昭和59年12月	茨城県
		13	土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の 指定状況	令和4年3月閲覧	茨城県県民生活環境部
		14	令和2年度農用地土壌汚染防止法の施行 状況について	令和3年12月	環境省
		15	令和3年版環境白書（データ）	令和3年9月	茨城県県民生活環境部
	地盤	16	令和2年度全国の地盤沈下地域の概況	令和4年3月	環境省水・大気環境局
		17	地下水の採取規制について	令和4年3月閲覧	茨城県
	地形	18	都道府県土地分類基本調査 地形分類 図（石岡）（5万分の1）	昭和56年3月	茨城県
		19	都道府県土地分類基本調査 地形分類 図（真壁）（5万分の1）	昭和58年3月	茨城県
		20	都道府県土地分類基本調査 地形分類 図（玉造）（5万分の1）	昭和59年12月	茨城県
	地質	21	都道府県土地分類基本調査 表層地質 図（石岡）（5万分の1）	昭和56年3月	茨城県
		22	都道府県土地分類基本調査 表層地質 図（真壁）（5万分の1）	昭和58年3月	茨城県
		23	都道府県土地分類基本調査 表層地質 図（玉造）（5万分の1）	昭和59年12月	茨城県

表 3-2(2) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月	発行元	
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	24	小美玉市環境基本計画	令和3年3月	小美玉市
		25	第2回自然環境保全基礎調査 茨城県動植物分布図	昭和56年	環境庁 自然保護局
		26	第4回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図	平成7年	環境庁 自然保護局
		27	令和3年度鳥獣保護区等位置図	令和3年11月	茨城県
	植物	28	第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査GISデータ	平成7年	環境省 自然環境局 生物多様性センター
		29	植物群落レッドデータ・ブック	平成8年	(財)日本自然保護協会
		30	第6・7回自然環境保全基礎調査 植生調査	平成11年～	環境省 自然環境局 生物多様性センター
		31	国・県指定文化財一覧(市町村別) 市町村別・県指定及び国選択文化財一覧	令和4年3月閲覧	茨城県
		32	いばらきデジタルマップ	令和4年3月閲覧	茨城県
		33	第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査	平成7年	環境庁自然保護局
		34	第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査	平成11年～12年	環境省自然環境局
		35	自然環境調査 web-GIS 植生図	令和4年3月閲覧	環境省自然環境局
	生態系	36	第5回自然環境保全基礎調査 湿地調査報告書	平成7年	環境庁自然保護局
		37	国立公園一覧	令和4年3月閲覧	環境省
		38	国定公園一覧	令和4年3月閲覧	環境省
		39	自然公園一覧表	令和4年3月閲覧	茨城県
		40	環境保全地域の制度	令和4年3月閲覧	茨城県
		41	生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)	令和4年3月閲覧	環境省自然環境局
	景観及び人と自然の触れ合い活動の場の状況		42	石岡市景観計画	平成24年
		43	茨城百景	昭和25年	茨城県
		44	石岡市サイクリングマップ	令和4年3月閲覧	石岡市
		45	小美玉市サイクリングマップ	令和4年3月閲覧	小美玉市
		46	第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図	平成元年	環境庁
		47	茨城の自然100選	平成2年	朝日新聞水戸支局
		48	観光いばらき	令和4年3月閲覧	いばらき観光キャンペーン推進協議会
		49	Cycling IBARAKI	令和4年3月閲覧	茨城県県民生活環境部 スポーツ推進課
		50	恋瀬川サイクリングマップ	令和4年3月閲覧	石岡市
		51	石岡市サイクリングマップ	令和4年3月閲覧	石岡市
		52	ようこそ小美玉へ	令和4年3月閲覧	小美玉観光協会
		53	おみたま観光ガイドブック	令和4年3月閲覧	小美玉観光協会
		54	いばらきキャンプ	令和4年3月閲覧	茨城県営業戦略部

3.2 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況の概要は、表 3-3 及び図 3-2 に示すとおりです。また、社会的状況の把握に用いた既存資料は、表 3-4 に示すとおりです。

表 3-3(1) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
地域における計画・戦略・目標等	調査対象市町において、石岡市では「いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）」、小美玉市では「小美玉市環境基本計画」、茨城町では「茨城町環境基本計画」が策定されている。
人口及び産業の状況	<p>1. 人口 令和4年1月1日現在、石岡市が人口71,815人、世帯数28,430世帯、小美玉市が人口47,919人、世帯数18,283世帯、茨城町が人口30,854人、世帯数11,776世帯である。令和4年1月1日時点の人口は、令和2年と比べ石岡市、小美玉市、茨城町とも減少している。</p> <p>2. 産業 令和2年の産業別就業者数の構成比は、石岡市、小美玉市、茨城町それぞれ第3次産業が約63%、約59%、約62%、第2次産業が約29%、約30%、約23%、第1次産業が約8%、約11%、約15%となっている。</p>
土地利用の状況	調査対象市町の総面積は481,850千㎡であり、山林が最も多く130,828千㎡（約27%）となっており、次いで畑が127,757千㎡（約27%）、田が71,945千㎡（約15%）となっている。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	調査対象市町の上水道水源は、地下水及び浄水受水が利用されている。 事業実施想定区域及びその周囲における河川、湖沼では、霞ヶ浦に第2種共同漁業権が設定されているほか、澗沼川及びその支流に第5種共同漁業権が設定されている。
交通の状況	事業実施想定区域及びその周囲には、高速自動車国道として東関東自動車道、常磐自動車道、北関東自動車道がある。また、主要な一般国道として一般国道6号、一般国道355号、主要地方道（都道府県道）として石岡筑西線、小川鉾田線、大洗友部線、茨城鹿島線、茨城岩間線、水戸神栖線、石岡城里線、玉里水戸線がある。 平成27年度の24時間交通量は、東関東自動車道で3,287台、常磐自動車道で62,326～63,809台、北関東自動車道で27,151台、一般国道6号で17,788～30,672台、一般国道355号で4,947～19,637台、石岡筑西線で16,775～24,981台、小川鉾田線で2,011～10,098台、茨城鹿島線で14,976台、茨城岩間線で1,608～13,053台、石岡城里線で10,836～12,076台、玉里水戸線で2,068台などとなっている。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	事業実施想定区域及びその周囲には、幼稚園が2箇所、学校教育施設が22箇所、図書館が5箇所、病院が8箇所、老人福祉施設が68箇所、認定こども園等が35箇所存在する。 JR石岡駅を中心に市街地が形成されており、人口集中地区（DID）となっている。
下水道の整備の状況	下水道汚水処理人口普及率は、石岡市が約88%、小美玉市が約82%、茨城町が約71%となっている。

表 3-3(2) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="395 250 1394 353"> <p>1. 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域 事業実施想定区域及びその周囲には、大気汚染防止法の総量規制基準に係る指定地域はない。</p> <li data-bbox="395 389 1394 595"> <p>2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 事業実施想定区域及びその周囲には、自動車NOx・PM法に基づく対策地域はない。</p> <li data-bbox="395 631 1394 766"> <p>3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 事業実施想定区域及びその周囲には、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき指定された沿道整備道路はない。</p> <li data-bbox="395 801 1394 972"> <p>4. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、自然公園法の規定により指定された水郷筑波国定公園（水郷地区）がある。</p> <li data-bbox="395 1008 1394 1249"> <p>5. 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域 事業実施想定区域及びその周囲には、自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域はない。また、茨城県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域として、石川自然環境保全地域がある。</p> <li data-bbox="395 1285 1394 1420"> <p>6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産はない。</p> <li data-bbox="395 1456 1394 1590"> <p>7. 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全地区 事業実施想定区域及びその周囲には、首都圏近郊緑地保全法の規定により指定された近郊緑地保全地区はない。</p> <li data-bbox="395 1626 1394 1760"> <p>8. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 事業実施想定区域及びその周囲には、近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定により指定された近郊緑地保全区域はない。</p> <li data-bbox="395 1796 1394 1930"> <p>9. 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区はない。</p>

表 3-3(3) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>10. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、種の保存法の規定により指定された生息地等保護区の区域はない。</p> <p>11. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区として、納場鳥獣保護区、高浜入鳥獣保護区、龍神山鳥獣保護区がある。</p> <p>12. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）第二条一の規定により指定された湿地の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、ラムサール条約の規定により指定された湿地の区域はない。</p> <p>13. 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物 事業実施想定区域及びその周囲には、文化財保護法の規定による名勝及び国又は県により指定された天然記念物はない。 また、事業実施想定区域及びその周囲には、石岡市文化財保護条例、小美玉市文化財保護条例及び茨城町文化財保護条例に基づき指定された天然記念物がある。</p> <p>14. 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域 事業実施想定区域及びその周囲には、都市計画法の規定により定められた用途地域が指定されている。</p> <p>15. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音及び水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況 騒音に係る環境基準については、調査対象市町は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域がA類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域がB類型、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない区域がC類型に指定されている。 水質汚濁に係る環境基準については、涸沼川水域における涸沼川、寛政川がA類型、霞ヶ浦水域における霞ヶ浦が湖沼A類型、恋瀬川、山王川、園部川がA類型、北浦水域における巴川がA類型に指定されている。</p> <p>16. 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 調査対象市町では、環境基本法に基づく公害防止計画は策定されていない。</p> <p>17. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査対象市町は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域がa区域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域がb区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない区域がc区域に指定されている。</p> <p>18. 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査対象市町は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域が第1種区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途指定のない区域が第2種区域に指定されている。</p>

表 3-3(4) 社会的状況

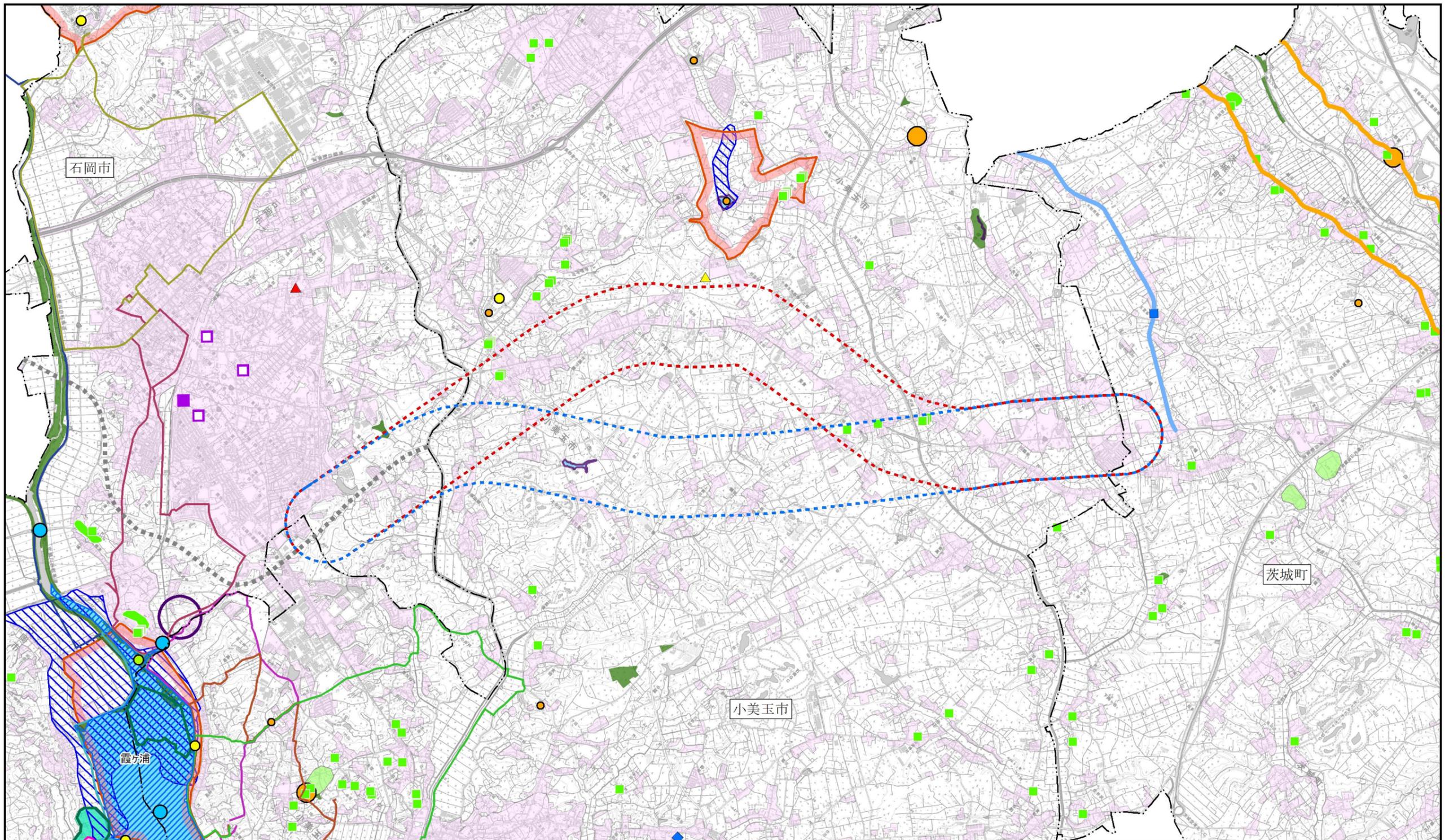
項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>19. 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域 事業実施想定区域及びその周囲には、水質汚濁防止法の規定により排水基準が定められた区域として、霞ヶ浦及び北浦水域がある。</p> <p>20. 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域 事業実施想定区域及びその周囲には、水質汚濁防止法の規定による汚濁負荷量の総量の削減に係る指定地域はない。</p> <p>21. 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による関係府県の区域はない。</p> <p>22. 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全区域 事業実施想定区域及びその周囲には、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により指定された自然海浜保全区域はない。</p> <p>23. 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域 事業実施想定区域及びその周囲には、湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域として、霞ヶ浦がある。</p> <p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考 6 に規定する湖沼及び海域 事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼として、霞ヶ浦がある。</p> <p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考 7 に規定する湖沼及び海域 事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼として、霞ヶ浦がある。</p> <p>26. 土壌汚染対策法第六条第一項の規定により指定された区域 事業実施想定区域及びその周囲には、土壌汚染対策法の規定により指定された要措置区域はない。</p> <p>27. ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域 事業実施想定区域及びその周囲には、ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はない。</p> <p>28. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域 事業実施想定区域及びその周囲には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域はない。</p> <p>29. 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域 事業実施想定区域及びその周囲には、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はない。</p>

表 3-3(5) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>30. 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林 事業実施想定区域及びその周囲には、森林法の規定により指定された保安林はない。</p> <p>31. 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」） 調査対象市町では、都市緑地法に基づく緑の基本計画は策定されていない。</p> <p>32. 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区 事業実施想定区域及びその周囲には、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区はない。</p> <p>33. 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画） 石岡市では、景観法により景観行政団体が定める「石岡市景観計画」が策定されており、先導的な景観形成地区として、朝日地区、フルーツライン沿線等地区が設定されているが、事業実施想定区域及びその周囲には、先導的な景観形成地区は設定されていない。 なお、小美玉市及び茨城町では、景観法により景観行政団体が定める景観計画は策定されていない。</p> <p>34. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、都市計画法の規定により指定された風致地区はない。</p> <p>35. 地域における歴史的風致地区の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」） 調査対象市町では、地域における歴史的風致地区の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画は策定されていない。</p> <p>36. その他の環境の保全を目的として法律等に規定する区域等の状況 事業実施想定区域及びその周囲には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達）の規定により指定された保護林の区域はない。</p>

表 3-4 社会的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月	発行元
地域における計画・戦略・目標等	1	いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）	令和4年3月	石岡市
	2	小美玉市環境基本計画	令和3年3月	小美玉市
	3	茨城町環境基本計画	平成25年3月	茨城町
人口及び産業の状況	4	茨城県の人口と世帯（推計）-令和4年（2022年）1月1日現在-	令和4年3月閲覧	茨城県
	5	平成12年～令和2年国勢調査	令和4年3月閲覧	総務省
土地利用の状況	6	令和2年（2020年）茨城県統計年鑑	令和4年3月閲覧	茨城県
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	7	令和元年度 茨城県の水道	令和3年5月	茨城県
	8	漁業権について	令和4年3月閲覧	水産庁
交通の状況	9	平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表	令和3年12月	国土交通省
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	10	県内国公私立学校	令和4年3月閲覧	茨城県教育委員会
	11	義務教育学校制度（仮称）創設の是非について	令和4年3月閲覧	文部科学省
	12	ここ de サーチ	令和4年3月閲覧	子ども子育て支援情報公表システム
	13	石岡市立中央図書館	令和4年3月閲覧	石岡市
	14	東地区公民館・城南地区公民館図書室のご案内	令和4年3月閲覧	石岡市
	15	小美玉市図書館	令和4年3月閲覧	小美玉市
	16	医療機関一覧（病院・診療所・助産所）	令和4年3月閲覧	茨城県
	17	保健医療福祉施設等一覧	令和4年3月閲覧	茨城県
	18	令和2年度の汚水処理人口普及率について	令和4年3月閲覧	茨城県
	19	令和3年度版「よみがえる水」	令和4年3月閲覧	茨城県
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	20	茨城県自然公園等配置図	平成30年1月	茨城県
	21	茨城県自然公園等配置図	平成30年1月	茨城県
	22	令和3年度 茨城県鳥獣保護区等位置図（南部）	令和3年11月	茨城県
	23	茨城の文化財 第60集（令和3年度）	令和4年3月	茨城県教育委員会
	24	石岡市の指定文化財	令和4年3月閲覧	石岡市
	25	文化財マップ	令和4年3月閲覧	小美玉市
	26	文化財一覧	令和4年3月閲覧	茨城町観光協会
	27	いばらきデジタルまっぷ	令和4年3月閲覧	茨城県
	28	都市計画データ	令和4年3月閲覧	茨城県
	29	石岡市都市計画図	平成28年1月	石岡市
	30	小美玉市都市計画図	平成28年10月	小美玉市
	31	茨城町都市計画図	令和4年3月	茨城町
	32	令和3年版環境白書（データ）	令和4年3月閲覧	茨城県
	33	水質汚濁防止法・湖沼水質保全特別措置法関係	令和4年3月閲覧	茨城県
	34	石岡市景観計画	平成24年11月	石岡市



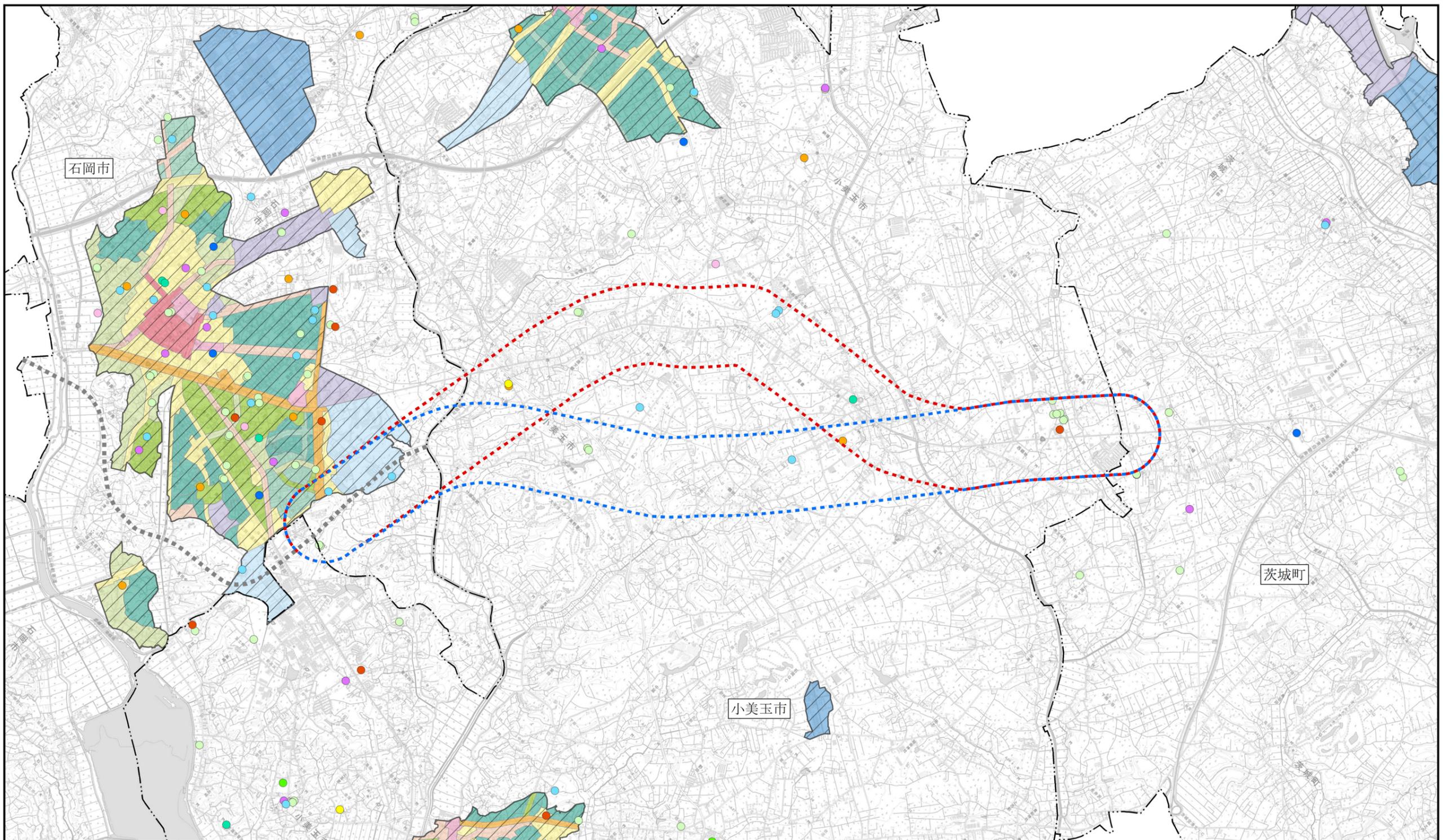
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 【A案】現道拡幅（一部バイパス）案 【B案】バイパス（一部現道拡幅）案 千代田石岡バイパス 行政界 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 大気質測定地点 ▲ 気象観測所 ■ 自動車騒音測定地点（環境基準達成） ■ 自動車騒音評価区間（環境基準達成） ■ 自動車騒音評価区間（環境基準超過） ◆ 航空機騒音測定地点（環境基準達成） 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な動物種 重要な植物群落 ■ 巨樹・巨木林 ● 天然記念物 ● 水質調査地点 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園地域 自然環境保全地域 緑地環境保全地域 鳥獣保護区 重要な湿地（霞ヶ浦） ● 主要な眺望点の状況 主要な景観資源の分布 	<ul style="list-style-type: none"> 湿地※ 地域を特徴づける重要な自然環境（水辺） 集落・市街地 人と自然との触れ合いの活動の場 サイクリングコース
--	---	--	--	---

1:50,000 0 1 2km

※「第5回自然環境保全基礎調査 湿地調査報告書」（平成7年、環境庁）において調査対象となった湿地

出典：
 「過去の気象データ検索」（令和4年3月閲覧 気象庁ホームページ）
 「令和2年度 大気環境測定結果」（令和4年3月閲覧 茨城県ホームページ）
 「環境展望台GIS（自動車騒音の常時監視結果）（令和4年3月閲覧 国立研究開発法人国立環境研究所）」
 「令和3年版環境白書（データ）（令和3年9月、茨城県生活環境部環境政策課）」
 「国土数値情報 河川データ」（令和4年3月閲覧 国土交通省ホームページ）
 「公共用水域の水質等測定結果（令和2年度総括）（令和4年3月閲覧 茨城県ホームページ）」
 「小美玉市環境基本計画」（令和3年3月、小美玉市）
 「第2回自然環境保全基礎調査 茨城県動物分布図」（昭和56年、環境庁）
 「第4回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）
 「令和3年度 茨城県鳥獣保護区等位置図（南部）（令和3年11月、茨城県）」
 「第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査GISデータ」（平成7年、環境省）
 「植物群落レッドデータブック」（平成8年、（財）日本自然保護協会）
 「第6・7回自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成11年～、環境省）
 「いばらきデジタルマップ」（令和4年3月閲覧、茨城県）
 「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（平成7年、環境庁）
 「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査」（平成11年～12年、環境省）
 「茨城県自然公園等配置図」（令和4年3月閲覧、茨城県）
 「環境保全地域の制度」（令和4年3月閲覧 茨城県）
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（令和4年3月閲覧、環境省ホームページ）
 「第5回自然環境保全基礎調査 湿地調査報告書」（平成7年、環境庁）
 「石岡市景観計画」（平成24年、石岡市）
 「茨城百景」（昭和25年 茨城県告示第211号）
 「石岡市サイクリングマップ」（令和4年3月閲覧 石岡市ホームページ）
 「小美玉市サイクリングマップ」（令和4年3月閲覧 小美玉市ホームページ）
 「恋瀬川サイクリングマップ」（令和4年3月閲覧、石岡市ホームページ）
 「Cycling IBARAKI」（令和4年3月閲覧、茨城県県民生活環境部スポーツ推進課ホームページ）
 「観光いばらき」（令和4年3月閲覧、いばらき観光キャンペーン推進協議会ホームページ）
 「ようこそ小美玉へ」（令和4年3月閲覧、小美玉観光協会ホームページ）
 「おみたま観光ガイドブック」（令和4年3月閲覧、小美玉観光協会ホームページ）
 「いばらきキャンプ」（令和4年3月閲覧、茨城県営美郷路観光産産課ホームページ）
 「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
 「茨城の自然100選」（平成2年、朝日新聞水戸支局）
 「人口集中地区（DID）平成27年」（令和4年3月閲覧 国土交通省国土地理院ホームページ）

図3-1 自然的状況及び社会的状況（その1）



凡例

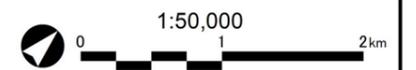
- - - - - 【A案】現道拡幅（一部バイパス）案
- - - - - 【B案】バイパス（一部現道拡幅）案
- - - - - 千代田石岡バイパス
- - - - - 行政界

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 図書館
- 病院
- 老人福祉施設
- 認定こども園
- 保育所

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域

騒音に係る環境基準の類型指定範囲
及び騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定範囲

- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



出典：
 「県内国公立学校」（令和4年3月閲覧、茨城県教育委員会）
 「義務教育学校制度（仮称）創設の是非について」（令和4年3月閲覧、茨城県教育委員会）
 「ここdeサーチ」（令和4年3月閲覧、子ども子育て支援情報公表システム）
 「石岡市立中央図書館」（令和4年3月閲覧、石岡市）
 「東地区公民館・城南地区公民館図書室のご案内」（令和4年3月閲覧、石岡市）
 「小美玉市図書館」（令和4年3月閲覧、小美玉市）
 「医療機関一覧（病院・診療所・助産所）」（令和4年3月閲覧、茨城県）
 「保健医療福祉施設等一覧」（令和4年3月閲覧、茨城県）
 「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日茨城県告示第384号）
 「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」（平成30年11月1日茨城県告示第1339号）

図3-2 自然的状況及び社会的状況（その2）

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価をとりまとめたもの

4.1 計画段階配慮事項の選定

既存資料で得られた情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定しました。

計画段階配慮事項として選定した環境要素と選定理由は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素		影響要因		選定理由	
		土地又は工作物の存在及び供用			
		道路の存在	自動車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲には、市街地が分布している。自動車の走行状況が変化し、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定した。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲には、市街地が分布している。自動車の走行状況が変化し、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定した。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な動物種が生息している。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定した。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な植物群落、巨樹・巨木林等が生育している。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定した。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲には、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（霞ヶ浦）等が分布している。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定した。

4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートや道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。

このため、計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地等）の位置・分布を把握する方法としました。把握できたものについては、表 4-2 に示すとおりです。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理し、各ルート帯を比較する方法としました。

表 4-2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査 手法	予測手法	評価手法
自動車の走行 による大気質	集落・市街地等の位置 ・集落・市街地※ ¹ ・学校、病院その他の環境 の保全についての配慮が 特に必要な施設※ ²	既存 資料	集落・市街地等 の位置と複数案 との位置関係を 把握	回避又は通過の 状況を整理・比 較
自動車の走行 による騒音				
道路の存在に よる動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種の生息地※ ³ ・注目すべき生息地※ ⁴ ・鳥獣保護区	既存 資料	重要な種の生息 地等の位置と複 数案との位置関 係を把握	回避又は通過、 分断の状況を整 理・比較
道路の存在に よる植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落※ ⁵ ・巨樹・巨木林※ ⁶ ・天然記念物	既存 資料	重要な種・群落 の生育地等の位 置と複数案との 位置関係を把握	回避又は通過、 分断の状況を整 理・比較
道路の存在に よる生態系	生態系の保全上重要であっ て、まとまって存在する自然 環境 ・自然公園 ・自然環境保全地域等 ・重要湿地※ ⁷ ・湿地※ ⁸ ・地域を特徴づける重要な 自然環境（水辺）※ ⁹	既存 資料	生態系の保全上 重要であって、 まとまって存在 する自然環境の 位置と複数案と の位置関係を把 握	回避又は通過、 分断の状況を整 理・比較

※1) 集落・市街地の既存資料：都市計画図（用途地域：住居系地域）、現存植生図（市街地とされている地域）及びDID人口集中地区の位置情報を重ね合わせる方法により設定しました。

※2) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の既存資料：県内国公立学校（令和4年3月閲覧、茨城県教育委員会）、義務教育学校制度（仮称）創設の是非について（令和4年3月閲覧、茨城県教育委員会）、ここdeサーチ（令和4年3月閲覧、子ども子育て支援情報公表システム）、石岡市立中央図書館（令和4年3月閲覧、石岡市）、東地区公民館・城南地区公民館図書室のご案内（令和4年3月閲覧、石岡市）、小美玉市図書館（令和4年3月閲覧、小美玉市）、医療機関一覧（病院・診療所・助産所）（令和4年3月閲覧、茨城県）、保健医療福祉施設等一覧（令和4年3月閲覧、茨城県）

※3) 重要な動物種の生息地の既存資料：「小美玉市環境基本計画」（令和3年3月、小美玉市）、「第2回自然環境保全基礎調査 茨城県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）

※4) 注目すべき生息地の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）

※5) 重要な植物群落の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査GISデータ」（平成7年、環境省自然環境局生物多様性センター）、「植物群落レッドデータ・ブック」（平成8年、（財）日本自然保護協会）、「第6・7回自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成11年～、環境省自然環境局生物多様性センター）

※6) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（平成7年、環境庁 自然保護局）、「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査」（平成11、12年、環境省）

※7) 重要湿地の既存資料：生物多様性の観点から重要度の高い湿地（平成13年12月、環境省自然環境局自然環境計画課）

※8) 湿地の既存資料：「第5回自然環境保全基礎調査 湿地調査報告書」（平成7年、環境庁）

※9) 地域を特徴づける重要な自然環境（水辺）の既存資料：「小美玉市環境基本計画」（令和3年3月、小美玉市）

4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査は、表 4-2 に示した検討対象の位置・分布を既存資料により把握し、図 4-1 に調査結果として記載しました。また、計画段階配慮事項に関する予測及び評価の結果は、表 4-3 に示すとおりです。

自動車の走行による大気質、騒音については、いずれのルート帯においても影響を与える可能性があり、【B案】バイパス（一部現道拡幅）案は、【A案】現道拡幅（一部バイパス）案に比べて環境影響の程度は小さいと評価します。

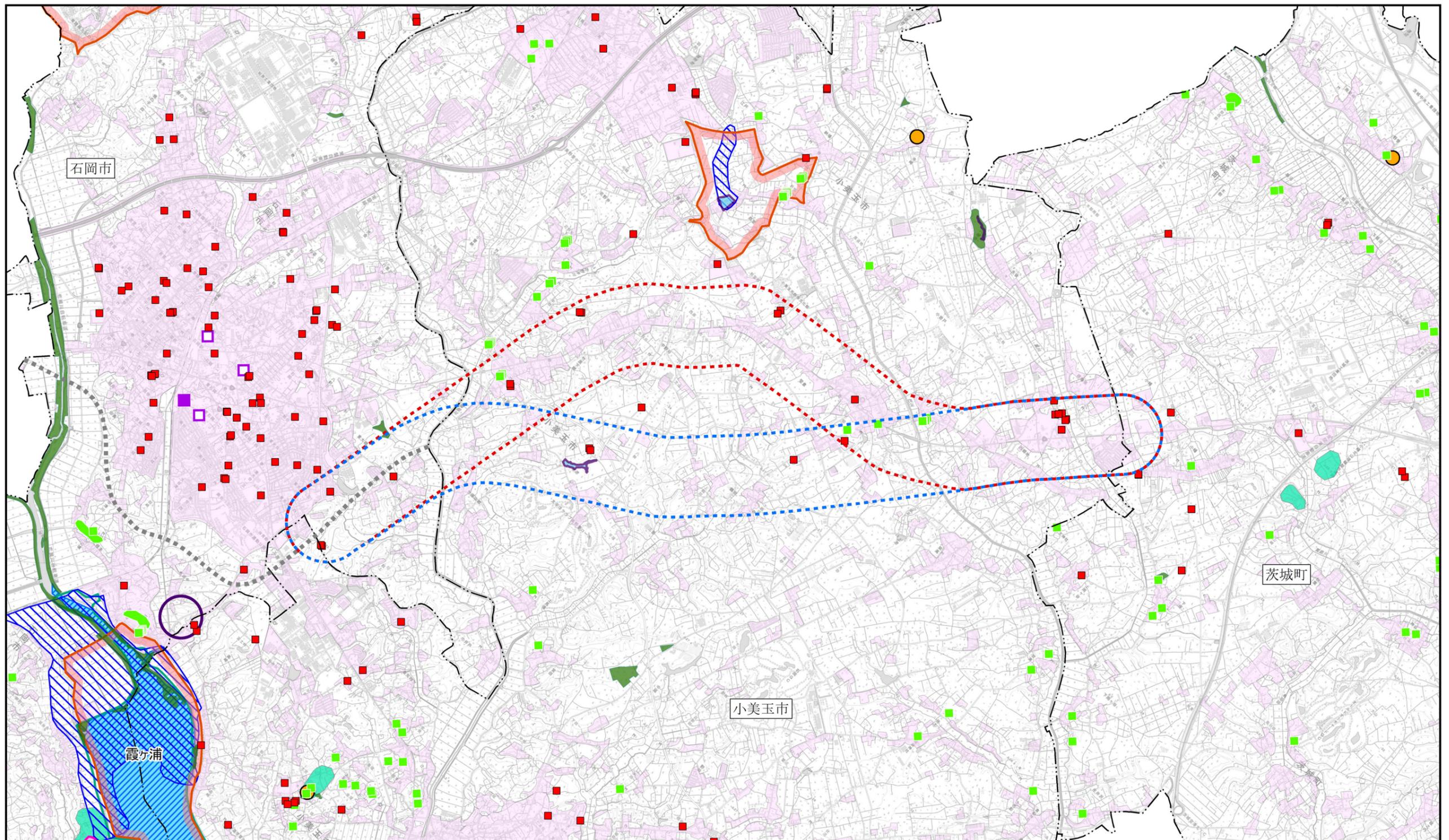
道路の存在による動物、植物、生態系については、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。

今後の具体的なルート位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地等、重要な動物種の生息地等、重要な植物種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響の回避・低減に取り組みます。

なお、各検討対象について、回避が困難又は必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表 4-3 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	【A案】 現道拡幅（一部バイパス）案	【B案】 バイパス（一部現道拡幅）案
自動車の 走行による大気質 自動車の 走行による騒音	<p>事業実施想定区域が集落・市街地を通過するため、大気質、騒音に影響を与える可能性がある。</p> <p>なお、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は【B案】に比べて大きいと考えられる。</p>	<p>事業実施想定区域が集落・市街地を通過するため、大気質、騒音に影響を与える可能性がある。</p> <p>なお、集落・市街地の分布が比較的少ないルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は【A案】に比べて小さいと考えられる。</p>
道路の存在による 動物	<p>事業実施想定区域は、既存資料により位置が特定できた重要な動物種の生息地を回避している。</p>	<p>事業実施想定区域は、既存資料により位置が特定できた重要な動物種の生息地の一部を通過するため、動物に影響を与える可能性がある。</p> <p>ただし、今後の具体的なルート位置や道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な動物種の生息地をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。</p>
道路の存在による 植物	<p>事業実施想定区域は、既存資料により位置が特定できた重要な植物種（巨樹・巨木林）及び植物群落の一部を通過するため、植物に影響を与える可能性がある。</p> <p>ただし、今後の具体的なルート位置や道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な植物種（巨樹・巨木林）及び植物群落をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。</p>	<p>事業実施想定区域は、既存資料により位置が特定できた重要な植物種（巨樹・巨木林）及び植物群落の一部を通過するため、植物に影響を与える可能性がある。</p> <p>ただし、今後の具体的なルート位置や道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な植物種（巨樹・巨木林）及び植物群落をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。</p>
道路の存在による 生態系	<p>事業実施想定区域は、既存資料により位置が特定できた生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を回避している。</p>	<p>事業実施想定区域は、既存資料により位置が特定できた生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の一部を通過するため、生態系に影響を与える可能性がある。</p> <p>ただし、今後の具体的なルート位置や道路構造を決定する段階において、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境をできる限り回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。</p>
	<p>【B案】はルート帯全体としては環境への影響が懸念されるが、今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により影響低減が可能である。そのため、各ルート帯の影響は同程度であると評価する。</p>	



凡例

- 【A案】現道拡幅（一部バイパス）案
- 【B案】バイパス（一部現道拡幅）案
- 千代田石岡バイパス
- 行政界

- 集落・市街地
- 学校・病院その他の環境の保全について配慮が必要な施設

- 重要な動物種
- 重要な植物群落
- 巨樹・巨木林
- 天然記念物

- 自然公園地域
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区
- 重要な湿地(霞ヶ浦)

- 湿地※
- 地域を特徴づける重要な自然環境(水辺)

※「第5回自然環境保全基礎調査 湿地調査報告書」(平成7年、環境庁)において調査対象となった湿地



出典：

「人口集中地区(DID)平成27年」(令和4年3月閲覧 国土交通省国土地理院ホームページ)
 「県内国私立学校」(令和4年3月閲覧、茨城県教育委員会)
 「義務教育学校制度(仮称)創設の是非について」(令和4年3月閲覧、茨城県教育委員会)
 「ここdeサーチ」(令和4年3月閲覧、子ども子育て支援情報公表システム)
 「石岡市立中央図書館」(令和4年3月閲覧、石岡市)
 「東地区公民館・城南地区公民館図書のご案内」(令和4年3月閲覧、石岡市)
 「小美玉市図書館」(令和4年3月閲覧、小美玉市)
 「医療機関一覧(病院・診療所・助産所)」(令和4年3月閲覧、茨城県)
 「保健医療福祉施設等一覧」(令和4年3月閲覧、茨城県)

「いばらきデジタルマップ」(令和4年3月閲覧、茨城県)
 「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(平成7年、環境庁)
 「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査」(平成11年～12年、環境省)
 「茨城県自然公園等配置図」(令和4年3月閲覧、茨城県)
 「環境保全地域の制度」(令和4年3月閲覧 茨城県)
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)」(令和4年3月閲覧、環境省ホームページ)
 「第5回自然環境保全基礎調査 湿地調査報告書」(平成7年、環境庁)
 「小美玉市環境基本計画」(令和3年3月、小美玉市)
 「第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 GIS データ」(平成7年、環境省)

「第2回自然環境保全基礎調査 茨城県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)
 「第4回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」(平成7年、環境庁)
 「令和3年度 茨城県鳥獣保護区等位置図(南部)」(令和3年11月 茨城県)
 「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年、(財)日本自然保護協会)
 「第6・7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(平成11年～、環境省)

図4-1 計画段階配慮事項の調査結果

第5章 その他環境省令で定める事項

5.1 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と事業者の見解

5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

一般国道6号小美玉道路（仮称）の概略計画を検討する際の目的・課題について、地域の皆様から意見をいただきました。

その結果、生活環境、自然環境に関する意見と事業者の見解は表5-1に示すとおりです。

表5-1(1) 地域の皆様からの意見と事業者の見解

計画段階 配慮事項	意見	事業者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車の普及が進まず、CO2の排出が気になるので、道路が便利になることについて反対はしないが交通量は増えて欲しくない。 どちらの案になっても、現在生活している地域住民の生活環境を悪くしたり、コミュニティを分断することは避けてほしい。生活者に配慮したルートを選んでほしい。 現道拡幅で桜並木がなくなるのはしかたがない。撤去するのも良いと思う。昔は松並木だった。 春には見に行っているのので、国道6号の桜並木は残して欲しい。 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面について配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
生活環境 (大気・騒音)	<ul style="list-style-type: none"> バイパス案は（石岡市内の）騒音や振動対策となり、時短にもなるので、バイパス案の方がよい。 バイパス案は騒音や振動対策となり、時間短縮にもなる。 騒音や振動対策、時間短縮となり、地域の活性化にもつながるので、バイパス案の方が良い。 バイパス案は住宅を避けた案のため、拡幅案より早めに事業ができ、騒音や振動対策となり、時短にもなる。通過交通はバイパスで抜けて欲しい。そうすれば地元で6号現道を使いやすくなる。現在は大型車が多くて怖い。信号待ちが長く時間がかかる。時間が読めないため裏道を使っている。 立体交差を多用するなどして、自動車のストップアンドゴーの削減をお願いしたい。これにより通過時間の削減や周辺住宅への騒音の低減、ひいては通過時の自動車の燃費削減効果が見込め、CO2削減や排気ガスによる周辺環境汚染の低減に寄与できる。 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音、振動への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>

表 5-1(2) 地域の皆様からの意見と事業者の見解

計画段階 配慮事項	意見	事業者の見解
生活環境 (大気・騒音)	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス問題の解消、医療連携に良い、病院まで時間がかかる、スピード対応のため信号は少ない方が良いなどから、バイパスが良い。 	(前ページに示します。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道環境の視点から、地域住民に配慮した道路整備をしてほしい。また、過去に事故にあった経験があり、バイパス周辺の道路が通学路になっているので、今後、交通量が増えることを配慮した道路整備をしないと、事故が起きてしまう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕の時間帯は車の量が多く、トラックも多い。B案のバイパスができれば現道周辺の振動や音が解消されて良い。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・車両が速く走れる方が排ガス問題等に良いので、ルート案はバイパスが良い。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・A案だと、住んでいる人は静かになる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・拡幅すると交通量が増えるので騒音、振動の増加による影響が心配である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動対策となり、時短にもなるのでバイパスの整備を望む。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・排気・騒音は重要だと思う。近くに住んでいる方の住環境への配慮が重要である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・通過する交通を分散させることで現道の騒音、振動も少なくすることができると思う。現道は今うるさいので増えるのは心配である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在でも振動、騒音で沿道住民は十分苦しんでいる。A案の場合、拡幅することでさらに交通量が増えて一層、振動や騒音に悩まされることにならないか心配である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音影響とか言っているのに保育園の近くを通るルートは意味がわからない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路ができることでマイナスが発生しないかという面だけでなく、住宅地としての価値の上昇、地域活性化などのプラスが生まれるかも評価できると良い。ただ、もしバイパスが整備されてトラック基地ができたなら、音や振動が発生するのはマイナスだが、雇用が生まれるという点ではプラスなので、両面ある場合も考えられる。 		

表 5-1(3) 地域の皆様からの意見と事業者の見解

計画段階 配慮事項	意見	事業者の見解
生活環境 (大気・騒音)	<ul style="list-style-type: none"> ・国道6号の拡幅に賛成しない。過去に国道6号の拡幅工事(夜間)がうるさく精神的に大変な思いをした。夜間工事に反対である。 	(前ページに示します。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動についてはぜひ AB 案で比較しておいて欲しい。周辺に住居、病院、学校が少ない BP 案が評価されるのではとの思いがある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標はこのままで良い。渋滞や排気ガスを懸念しており、それらが評価指標に網羅されているため。 	
自然環境(動植物・生態系)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のため自然、文化財を大事にして欲しい。 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、具体的なルートや道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・B 案の場合、住宅や施設を避けようとする自然環境が残っているところを通すことになるだろう。ある程度はやむを得ないと思うが、できるだけ自然環境を保全できるよう配慮してほしい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と歴史文化資源への影響を一緒に論じるのは違うと思う。 	

5.1.2 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

一般国道6号小美玉道路（仮称）の計画段階評価にかかわる意見照会について、配慮書の案についての意見も兼ねて茨城県知事、石岡市、小美玉市、茨城町の市町長に意見聴取を実施しました。その意見と事業者の見解は表5-2に示すとおりです。

表5-2 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

計画段階 配慮事項	意見	事業者の見解
茨城県	<p>一般国道6号は、本県を縦断する大動脈として、地域の産業と経済活動を支えるとともに、災害時には、円滑な救援活動及び復旧活動に資する緊急輸送道路としての役割も担う、大変重要な幹線道路です。本県としても広域道路ネットワークの強化に積極的に取り組んでまいりますので、一日も早い完成に向けて、早期に事業着手されますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、事業実施にあたっては、大気質、騒音、水質、地下水、地盤沈下等への影響や重要な動植物、生態系や景観への影響に配慮し、地域の生活環境や自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面について配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
石岡市	<p>事業実施に向けて、一部、市街地の近傍を通過する箇所にあつては、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響に配慮するとともに、重大な動植物の生息・生育地等の自然環境への影響に配慮し、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>さらに、埋蔵文化財等重要な歴史資産の存在が想定される箇所においては、回避や影響の低減に努めていただき、十分な調査、保存対応を実施のうえ、整備を進めるようお願いいたします。</p>	
小美玉市	<p>一般国道6号小美玉道路（仮称）は小美玉市と他都市を効率的に連絡し、広域的な連携を担う極めて重要な道路であり、市民が健全な日常生活を営み、企業が経済活動を行う上でも大きな役割を担う道路ともなりますので、周辺の自然環境への影響に十分な配慮と対策を講じつつ、早期に事業着手されますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	
茨城町	<p>一般国道6号の当該区間及び茨城町バイパスの未整備区間は、地域住民の安全・安心の確保や地域産業の振興等を図る上でも、大変重要な幹線道路でありますことから、周辺の文化財や自然環境への影響に配慮し、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきつつ、早期に事業着手されますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	